

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【文部科学省(8)】 【農林水産省(6)】 文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229) 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。	--	地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、省令を改正し、農地転用許可(農地法第4条第1項及び第5条第1項)を不要とした。	【農林水産省】農地法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け農林水産省令第27号) 【農林水産省】地方公共団体が農地で埋蔵文化財の試掘調査を行う場合の農地転用許可制度上の取扱いについて(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_1	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
5【内閣府(18)】 【農林水産省(24)】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行うとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。 (関係府省:農林水産省)	--	食品流通拠点施設整備については、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に周知した。	【農林水産省】強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した非保有方式の施設整備について(周知依頼)(令和4年3月16日付け農林水産省新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_2	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室長事務連絡
5【内閣府(16)(あ)】 【文部科学省(11)(品)】 【厚生労働省(50)(品)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。	--	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)にて地方公共団体宛に通知済み	【内閣府】 【文部科学省】 【厚生労働省】 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_3	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令第85)33条)については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力が困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	--	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力が困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_4	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
5【内閣府(4)】 【厚生労働省(2)(va)】 児童福祉法(昭22法164) 保育所等の利用児童が施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用するなど、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	--	自治体及び保育所に対して、児童の転園の際には、保護者の同意を得た上でできる限り子どもの育ち等に関する情報を送付することが望ましいこと、その際には、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用することを検討いただきたい旨、通知済み。	【厚生労働省】児童の転園の際の転園元から転園先への情報提供について(令和4年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_7	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
--	--	--	--	--	--
5【農林水産省】 (8)森林法(昭26法249) (イ)森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による届出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月28日付け林野庁計画課長通知)]	--	森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による届出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて(の一部改正について)(令和3年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_9	林野庁森林整備部計画課
5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (v)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・報告書への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。 ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【内閣府】 (9)子ども・子育て支援法(平24法65) (u)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への転記が容易となるよう、システムを構築し、各都道府県、市町村あて配布した。	市町村の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への転記が容易となるよう、システムを構築し、各都道府県、市町村あて配布した。	【内閣府】子ども・子育て支援交付金の事業実績報告等について(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_10	内閣府子ども・子育て本部

[illegible]

	対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
	【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭24法81) 住民基本台帳法施行規則(昭24府令第14号) (イ) 公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとす。	--	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務を規定する住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平14総務省令第13号)、公営住宅法(昭26法193)の規定に基づき、事業主体である地方公共団体が入居者等に対し家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う際の入居者等の氏名又は住所の変更の事実を確認する事務を追加することとする改正省令を令和4年3月31日に公布し、令和4年4月1日より施行した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第26号) 【国土交通省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令における公営住宅の家賃等の徴収等に関する事務等の追加について(情報提供)(令和4年4月5日付け国土交通省住宅局宅総総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_1suchi.html#3.11	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省住宅局宅総総合整備課
(ix)	【厚生労働省(49)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (x) 認可外保育施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (y) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (z) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (aa) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ab) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ac) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ad) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ae) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (af) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ag) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ah) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ai) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (aj) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ak) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (al) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (am) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (an) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ao) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ap) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (aq) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ar) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (as) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (at) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (au) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (av) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (aw) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ax) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (ay) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)	--	--	--	--	--
	【厚生労働省(49)】 (az) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な					

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (総案指におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【農林水産省】 (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。	---	農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件については、省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和した。	【農林水産省】農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け農林水産省令第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_19	農林水産省経営局農地政策課
---	---	---	---	---	---
5【デジタル庁(4)】【法務省(7)】【厚生労働省(31)(イ)】 水道法(昭32法177) 指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令6 > 4【デジタル庁(10)】【法務省(6)】【国土交通省(6)】 水道法(昭32法177) (イ)指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令6法46)による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)19条)で定める国の行政機関や地方公共団体利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。	水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づく、指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)により住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)を改正するとともに、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月19日公布・同年8月20日施行)し、地方公共団体の水道事業者(水道法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合には、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとした。これまで、登記事項証明書添付省略に関する実施計画に基づき、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を行い、登記事項証明書の添付省略を可能としたところ、令和6年度以降、順次利用拡大を図っている。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(住民基本台帳法の一部改正)の施行について(令和4年5月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課通知) 【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第55号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_21	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
5【総務省(9)】【厚生労働省(39)】 住民基本台帳法(昭42法81) (イ)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合	---	これまで、登記事項証明書添付省略に関する実施計画に基づき、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を行い、登記事項証明書の添付省略を可能としたところ、令和6年度以降、順次利用拡大を図っている。	---	---	デジタル庁省庁業務サービスグループ デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 法務省民事局総務課 国土交通省水管理・国土保全局 上下水道企画課
5【厚生労働省(31)】 水道法(昭32法177) (イ)給水装置工事主任技術者免状(25条の5)の交付番号については、水道事業者(3条5項)から国に電子メール等により確認することを可能とし、当該確認方法について令和3年度中に水道事業者に周知する。	---	水道事業者による給水装置工事主任技術者の情報の厚生労働省への照会とは、所定の様式を用いて電子メールで行うことができる旨を令和3年度全国水道関係担当者会議(令和4年3月9日)にて周知した。	【厚生労働省】全国水道関係担当者会議資料(令和4年3月9日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_22	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
---	---	---	---	---	---
5【財務省(10)】【農林水産省(15)】 食料・農産・農村基本法(平11法106) 農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。	---	事務連絡:農業農村整備事業において、財政法42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に通知した。 会議における口頭周知:令和3年度財務局等繰越決算事務担当者会議	【農林水産省】農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きについて(令和3年11月2日付け農村振興局総務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_24	財務省主計司計課 農林水産省農村振興局総務課
5【農林水産省】 (5)農林産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。	---	農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示)に定める災害復旧事業補助計画書の地区及び箇所ごとの記載を、地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とすることとした。	【農林水産省】農林産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第7条の規定に基づき農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)の一部改正について(令和4年4月15日付け農村振興局整備部防災課長通知) 【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(令和4年4月15日農林水産省告示第781号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_25	農林水産省農村振興局整備部防災課
5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	---	宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定に基づき都道府県知事が指定する講習の指定については、指定を行おうとする講習機関との協議の上、他の都道府県知事が指定した講習を都道府県知事が指定することが可能であることを明確化した。	【国土交通省】宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づく講習の指定について(令和4年3月15日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_26	国土交通省不動産・建設経済局不動産課
5【農林水産省】 (8)森林法(昭26法249) (イ)保安林における立木の伐採の許可(34条1項)については、地方公共団体による当該許可に係る事務の円滑な実施を図るため、森林経営計画(11条)の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度(施行令4条の2第3項)内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	---	保安林における立木の伐採の許可については、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】森林経営計画に基づく計画的な保安林における皆伐による立木の伐採について(令和4年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長、治山課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_27	林野庁計画課、治山課

年次別 評価	分野	施策目標 の属性	実施 主体	関係府省 機関	従来 交付金 の用途	担持法令等	従来事業 （経費）	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 実績結果（得意票等）
R3	04.雇用・労働	都道府県 宮城県、一 直、広島県	法務省、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	出入国管理及び難民認定法第1条の2、10の4 出入国管理及び難民認定法第1条の4の留学の項の下欄における当該留学者が第一項第二号の基準を定める場合 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可可とするとのガイドライン 職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第22条 職業能力開発促進法施行規則第10条～15条	出入国管理及び難民認定法第1条の2、10の4 出入国管理及び難民認定法第1条の4の留学の項の下欄における当該留学者が第一項第二号の基準を定める場合 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可可とするとのガイドライン 職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第22条 職業能力開発促進法施行規則第10条～15条	日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法第1条の4の留学の項の下欄における設備及び編制員としてのに準ずる機関として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の就職訓練を受けた後に、同法第15条の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること	【支援事例】 職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法第1条の4の表の留学の在留資格をもっている者が、公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び公共職業訓練に準ずる訓練を受けることについては、公共職業訓練又は公共職業訓練に準ずる訓練を受けることを目的とした留学の在留資格の取得を前提としているが存在する。職業能力開発大高校と職業能力開発短期大学校については、同法第1条の4の留学の項の下欄に掲げる活動に規定される学校に準ずる機関であることから、留生の在留資格の取得が許可されているが、当国の高等技術専門学校は公共職業能力開発施設ではないことから、留生の在留資格の取得が許可されていない。 以上のとおり、職業能力開発校においては、留学生の受入が実際にはできない状況となっている。また、仮に留生が職業能力開発校に入校し、建築、自動車整備、IT等の分野の職業訓練を修了した場合においても、現行上は、出入国管理及び難民認定法第1条の2に規定される在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更ができない。 【制度改正の必要性】 職業能力開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている専修学校専門課程とで、同じ内容の学科・訓練科を開設している場合、習得できる技術・知識、取得できる資格は同等であると考える。また、地方の中小企業は人手不足により、解決手段の一つとして、職業能力開発校で、日本での就職を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianboyou/2021/teianboyou_kokka.html	
R3	07.産業振興	都道府県 宮城県、三重県	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	総合保養地域整備法第4条、第6条	総合保養地域整備法第4条、第6条	総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止 総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、法制制定後30年を経た社会経済情勢の変化により、法制制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意を失っており、企業の開発についても人口減少社会的な実態等を踏まえ推進一体的時代の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足跡となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。	総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、法制制定後30年を経た社会経済情勢の変化により、法制制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意を失っており、企業の開発についても人口減少社会的な実態等を踏まえ推進一体的時代の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足跡となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。	—	
R3	12.その他	一般市町	豊川市	財務省	B 地方 に対する 規制緩和	実績に基づいて補助金を交付する場合における補算額の解釈について昭和30年11月17日大蔵省主計局法規課長事務連絡)	間接補助金の交付完了目に見直し	間接補助金として補助を行う事業の場合、年度末までに補助金の交付を完了しなければならないとしており、年度末までに間接補助事業者が事業を行ってある場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助効果の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっていることから、間接補助金の交付完了目を見直しを求める。	本提議案は、平成30年管理番号65と同一内容であり、支援事例も同様であるものの、当該提案は、「地方創生推進交付金において支障が発生している」という整理で提案されていたという整理で提案されている内閣府からの回答として、「国の補助金に係る統一的ルールに基づくものであり、当事務所の判断では変更することはできない」となっている。この点について、個別の補助制度についてご判断いただくとともに、統一したルールを設けることで判断する立場である所管官庁へ、間接補助金を全般に対して判断していただく提案をお願いした。また、新たな支援事例は発生しておらず、あくまでも、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、目的となる『地方公共団体が地域の実情に応じきめ細やかにかつ効果的・効率的に必要な事業を実施できる』、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活の支援を通じた地方創生を図ること（一部抜粋）」に基づき、当市では、子育て世代の経済支援を目的に、保育園の給食費無償化事業を行い、市内民間保育園及び市外保育園にも保護者を対象に、民間保育園が徴収していた又は保護者が負担した給食費に対する補助金を検討したところ、給食費は3月31日まで実施されたため、民間保育園及び保護者からは、最速でも3月31日に実績報告書を徴収することができた。支払方法は銀行振込のため年度内中にできず、仮にこれを回避しようとするならば、2月分までの給食費を対象とするといったことが考えられるが、それは政策目的である「住民生活の支援の一部を支える」となるため、当該交付金の活用を断念して実施した。このように、コロナ対策であった、国全体で緊急かつきめ細やかに行う必要のある事業についても、当該交付金によって地方単独で行うことを得ない又は国庫補助を活用できないがために事業実施を断念する判断がなれる等の事例が解消されていく見込みがある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianboyou/2021/teianboyou_kokka.html
R3	03.医療・福祉	一般市町	高岡市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護保険法施行規則第83条の5及び第83条の6	介護保険負担限度額認定書の認定期間の見直し	介護保険負担限度額認定書の認定期間を1年から2年以上とするなど期間を延長するように申請手続及び介護保険負担限度額認定書の交付事務の簡略化を図り、申請者の負担軽減については、引き続き年度ごとに確認ができるよう制度の見直しを図ると。併せて、期間中に預貯金等の資産に大幅な変化があり、対象でなくなった場合等の申し出の必須化及び明確化するよう見直しを図ること。	介護保険負担限度額認定書の期間が1年間となっていることから、当市においては、毎年介護保険負担限度額認定申請書及び要介護被保険者及びその者の配偶者の預貯金等を確認するため、預貯金等のわかるもの（写し（以下「添付書類」という。）を提出いただいている。更新時期が一律で同時期（8月1日から7月31日まで）であるため、6月の市民税の確定から短期間で約1,600件の更新に係る事務処理を行う必要があり、毎年度多大な事務負担が生じている。介護認定を受けたい、施設に入所している要介護被保険者及びその家族に更新時期が来るたびに添付書類を提出いただくことは、要介護被保険者が認知症である場合など、口座の有無や通帳等がどこにあるかが不明であるケースも多く、申請の際の支障となり、大きな負担となっている。添付書類がない場合は、同意書を出していただき、金融機関に預貯金等の調査を依頼しているが、どの金融機関に預貯金を所有しているか不明な場合も多々あり、この場合においては、多くの金融機関に調査を依頼し、金融機関間の回答を得ることが難しく、設定まで時間がかかる。更新申請の際に対象外となる場合は、市町村市民税課長と協働して毎年度確認できるように制度改正を行うことで、所得が増加したなどの審査を行うことは可能である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianboyou/2021/teianboyou_kokka.html
R3	03.医療・福祉	一般市町	延岡市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の医師の届出における理由先の追加	保健所等以外の市町村が設置した検査施設において、医師が設置した検査施設に検体を搬送し、検体採取した場合同様に検体採取した市町村の保健所に届け出ることができるように法改正を行うこと	当市は、県の検査機関との距離が遠くともあり、新型コロナウイルス感染症の検体検査施設を整備し、令和2年6月17日より検査を実施している。現行の制度では、当市が整備した検査施設において、医師が診断した検査結果を、市には報告を受けなければならない、新型コロナウイルス感染症の市内での感染状況を迅速に把握するために市が費用を拠出し検査施設の整備したのもやむを得ず、その結果の報告を受けることができる。市民の生命を守るため、市が検査施設の整備を行ったことは、当然、市民に対して広報を行っているが、それが整備したのに、その結果を市が知ることができないというのは、市の理解が得られにくく、「行政が感情情報を持っているのではないかな」といった、不安や不満の原因になっていることも、風評や世論といった根拠のない情報が発端になる原因となつてしまっている。また、県による検査結果の判定及び発表は、全県下から集まったすべての検体の検査結果をとった上で行うため、1～2日以上遅れることも多いが、その間に感染が拡大したり、風評や世論が高くなるなど、県が一括して行うことになるデメリットが顕在化している。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianboyou/2021/teianboyou_kokka.html
R3	03.医療・福祉	都道府県 山梨県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護保険法、社会福祉法、老人福祉法(参考資料p1参照)	介護保険施設等の基準改正に係る事務の運用見直し、時期の前倒し等	介護保険施設等の基準改正に係る事務の運用見直し、時期の前倒し等	介護保険施設等の基準改正に係る事務の運用見直し、時期の前倒し等	【制度の概要】 介護保険施設等の基準は、省令に従うとともに条例で定める必要がある（介護保険法第88条第3項ほか、参考資料p1参照）。省令は3年に1度の制度改正に伴って改正される。 【支援事例】 制度改正に合わせて、改正条例を新年度の4月から施行するためには、2月議会での条例改正が必要だが、その前倒しならなければ改正省令が確定しないのが通例であるため、自治体は、条例改正のために担当職員1人当たり100時間という膨大な作業を短期間で処理することを強いられている（参考資料p2～3参照）。このような運用は、基準を条例で定めるだけ地方方権一括法の趣旨を反映するだけでなく、むしろ地方に負担を課す結果となっている。 【今後の取組】 そのため、国の事務の運用を根拠から見直し、省令改正の時期の前倒しなどを図る必要がある。 大規模な工事や山地などの工期が限られる特殊な工事については、単年度で工事が完了しないため、複数年度工期での契約となる場合がある。しかし、現在の自然環境整備交付金等の制度では、複数年度に及ぶ長期にわたる契約を結ぶことができず、交付手続に関するQ&Aに定められていることから、複数年度であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目を以降の交付決定額に申請額を下回った場合、適正な事業の執行に支障が生じることになる。 2年以降の工事等に対し、従来の補助金交付金等を利用する制度（国交省において適用）などの方法により、2年以降の補助金を優先的に確保・交付する。	—
R3	06.環境・衛生	都道府県 石川県、福井県	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全型施設整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金交付手続に関するQ&Aについて（環境省自然環境局自然環境整備課、令和2年10月作成）Q6	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全型施設整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金交付手続に関するQ&Aについて（環境省自然環境局自然環境整備課、令和2年10月作成）Q6	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」（2年度以上にかかる工事等）については、その工事等の全体設計を国が事前に見直し、2年以降の工事等に対し、従来の補助金交付金等を利用する制度（国交省において適用）などの方法により、2年以降の補助金を優先的に確保・交付する。	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」（2年度以上にかかる工事等）については、その工事等の全体設計を国が事前に見直し、2年以降の工事等に対し、従来の補助金交付金等を利用する制度（国交省において適用）などの方法により、2年以降の補助金を優先的に確保・交付する。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/teianboyou/2021/teianboyou_kokka.html	
R3	06.環境・衛生</									

対応方針(閣議決定)記載内容 (※案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【法務省(5)】【文科科学省(9)】【厚生労働省(27)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。 ・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校」の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもつて在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	--	職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人について「研修」の在留資格が付与され得ることを、各都道府県人材開発主管部(局)長あて通知した。	【厚生労働省】職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱について(令和4年3月30日付け厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_28	出入国在留管理庁政策課 文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付留学生交流室 厚生労働省人材開発統括官(人材開発政策担当)
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ⅱ)介護保険負担限度額認定証(施行規則83条の6第4項)については、地域の実情に応じて市区町村の判断により有効期限の設定が可能であることを明確化するため、通知(令3厚生労働省老健局介護保険計画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	--	介護保険負担限度額認定証の有効期限については、保険者において、受給者の預り金等の額の変動状況や過誤調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌年7月31日としても差し支えないとした。ただし、その際には、被保険者に対して、認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなった場合には認定証返還の徹底を求めるなど不適正支給の発生防止に努めることとしている。以上のことについて、通知済み。	【厚生労働省】「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」等の一部改正について(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_31	厚生労働省老健局介護保険計画課
5【厚生労働省】 (46)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 感染症に関する情報については、以下のとおりとする。 ・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供については、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課長、総務省自治行政局行政課長通知)] ・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供の在り方については、都道府県と市町村との連携(44条の3第6項)が円滑に実施されるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省(40)】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (1)都道府県から市町村への感染症に関する情報提供については、市町村長は感染を防止するための報告又は協力(44条の3第1項及び第2項)に係る都道府県知事からの協力の求め(同条6項)に応ずるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることを可能とする。 [措置済み(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)、令和4年12月9日付け厚生労働省医政局長、大臣官房医業産業振興・医療情報審議官、健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、保険局長通知)]	感染症に関する情報について、都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供については、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを令和3年9月6日付けで地方公共団体に周知を行った。 また、法改正により、市町村長が都道府県知事に対して、新型コロナウイルス感染症の患者等に関する情報その他の情報の提供を求めることを可能とし、令和4年12月9日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について(令和3年9月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課長、総務省自治行政局行政課長通知) 【厚生労働省】「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について(令和4年12月9日付け厚生労働省医政局長、大臣官房医業産業振興・医療情報審議官、健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、保険局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_32	厚生労働省健康局結核感染症課
--	--	--	--	--	--
5【環境省】 (15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 ・国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	--				
5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (a)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。 ・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 ・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年度中に通知する。 ・流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。	--	下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議を届出とする内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)が令和4年5月20日に公布、令和4年8月20日に施行された。 流域別下水道整備総合計画において、二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都道府県等に通知した。 流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をし、その旨を地方整備局及び都道府県に通知した。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う下水道法等の一部改正について(令和4年8月19日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知) 【国土交通省】下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け国土交通省令第62号) 【国土交通省】流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について(令和3年12月22日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_35	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課、河川環境課
5【厚生労働省】 (13)民生委員法(昭23法198) 民生委員については、関係団体と連携しつつ、引き続き、担い手の確保や活動の負担軽減に資する創意工夫ある取組事例を収集し、全国会議等を通じて地方公共団体に令和3年度中に周知する。	--	関係団体と連携しつつ、各自治体において行われている民生・児童委員活動の負担軽減や、将来の担い手確保を念頭に置いた様々な取組事例を収集し、厚生労働省が主催する会議(令和4年3月18日社会・援護局関係主管課長会議)で周知した。	【厚生労働省】厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料(令和4年3月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_36	厚生労働省社会・援護局地域福祉課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	区分	拠出法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 審査結果(概要等)
R3	03.医療・福祉	施行時特別市	茅ヶ崎市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の1第3項	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する場合の施設利用料の無償化に係る適用要件の整備	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合に無償化の対象とすることを求めるもの。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際、教育時間終了後の預け先の選択が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、認可外保育施設等を利用させるを得ない状況が想定されるが、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とすることに公平感が生じている。 また、無償化の要件とされている「幼稚園が法で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、公示を行っており、当市や周辺の自治体では、例年2～3月頃に判断・公示を行っている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を利用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定しているが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するという事態が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka_yosan.html
R3	06.環境・衛生	施行時特別市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等	・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 ・国または都道府県主導による市町村の温室効果ガスの算定	当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。 国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などについて「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。 温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	06.環境・衛生	施行時特別市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	気候変動適応法	地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとする等との見直し	・都道府県単位での計画の策定のみとする ・単独策定する場合に、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等	当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業、水資源などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体にとって過大な負担となる。 気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市で影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないことから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。 気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果を評価することが困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	12.その他	都道府県	神奈川県、福島県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政強化交付金交付要綱、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要綱第2(1)①、第3(2)②	地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化	地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行うよう改善を求める。	各市町村が強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要綱に基づき、市町村は事業計画を当県へ提出し、当県は、管内各市町村の事業計画を取りまとめた上で、消費者庁へ提出している。また、消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合、消費者庁からまとめて当県に送られ、それを当県が仕分けた上で市町村へ照会し、集まった回答を再度取りまとめ、消費者庁へ回答している。 しかし、事業計画の審査事務の所管及び承認権限は消費者庁にあることから、上記の当県が行っている事務は、消費者庁からの照会と市町村の回答の中間に過ぎないものである。また、これらの事務を年度末に、短期間で行うことを求められることから、他業務への圧迫となっている。 さらに、地方消費者行政強化交付金のうち「推進事業」は順次、活用年限を迎えているが、市で代替措置として、市町村に対して「強化事業」の活用を消費者庁及び当県は働きかけていることから、今後、強化事業の申請件数は増えることが見込まれ、取りまとめを行う当県の事務負担が増える可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者基本法第11条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項、第99条第1項、児童福祉法第33条の22第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	障害者基本法第11条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項、第99条第1項、児童福祉法第33条の22第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。))と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。))等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同一の5年計画とすることを求める。 または、障害者基本計画を6年計画とすることを求める。 併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。	都道府県に關し、都道府県には、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等の策定が求められている。障害福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための方策等について、内容が重複している。 しかし、両計画とも策定業務があるため、それぞれの計画策定について、実態把握調査の実施、住民意見の反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等が構成された審議会で複数回審議するというプロセスが必要となり、大きな負担となっている。 また、障害福祉計画が3年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の効果等の検証を、2か年の取組実績により行うことになるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点を十分に反映できない。 さらに、名称及び内容が異なる計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにもつながっているため、両計画を統合し、1つの計画にできれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上を図ることができる。 両計画の計画期間が異なることが課題の解消となる。 障害福祉計画は、法に基づく基本指針において、3か年の計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないものの、法において国の障害者基本計画(5か年計画)に基づいて策定することとされており、5か年計画としている地方公共団体が多い。 これを踏まえ、国の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、国の障害者基本計画の期間が同一、又は、例えば、3年間と6年間など、中間見直ししやすい期間になっていければ、両計画の統合や策定作業の一本化による負担軽減等が図られやすくなるものと考え、提案するものである。 また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化についても、併せて提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	05.教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金の迅速化	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	当該補助金については、内示により初めて予算額が示されることにより、短期間で人材を探さなければならないなどの事務負担が非常に大きい。 【内示状況】 (事業年度) (内示日) 令和3年度 令和3年3月25日 令和2年度 令和2年3月31日 令和元年度 平成31年3月29日 平成30年度 平成30年3月30日 平成29年度 平成29年3月29日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	02.農業・農地	一般市	瀬戸内市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第6項第1号イ「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日21経資第4530号・21農振第1598号農林水産省経資局長、農林水産省農林振興局長通知)	農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化等	農用地域内にある農地を含む農地について、農業体験等の地域振興イベント開催に利用する場合における農地転用許可の考え方(特に、同意可が不要な場合の考え方)を「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日農林水産省経資局長、農林振興局長通知)の中で明確化するとともに、参考となる事例の周知を求める。	農地法第4条第6項第1号イに掲げる農用地域内にある農地については、農地を農地以外のものにしないいわゆる農地転用は、原則として認められていない。 農地地域では、人口減少・高齢化に伴って農業従事者が著しく減少し、農用地域内にある農地で耕作放棄地となっているものが増加しているが、他の地域に比べ資源が限られている中で、こうした耕作放棄地は交流人口の増加など地域を好転させる資源ともなり得る。 住民主体の地域づくり団体やNPO団体から、地域の人口や新規就農者らを誘致するための移住促進や賑わいづくりのため、耕作放棄地で農業体験等の地域振興イベントを開催することについて相談があり、農業体験等のイベント開催の場合は農地転用に当たらないと見られるが、どのような農地転用を行うことができるか考え方がわからないことから、取組を断念してしまっている。 したがって、農地を確保しつつ農業従事者の確保や耕作放棄地の活用を促進するため、農地転用の許可を得ることなく農用地域内にある農地を活用する場合の考え方を明確化するとともに、参考となる事例の周知を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	03.医療・福祉	施行時特別市	春日井市、龍ヶ崎市、横浜三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行令第27条の2、国民健康保険法施行規則第24条の3	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しない負担割合が6割にない区分があり、住民健康保険所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合の適用を行うようにしたい。	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しない負担割合が6割にない区分があり、住民健康保険所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合の適用を行うようにしてほしい。	【事務内容】 定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待って負担区分を変更した高齢受給者証を再作成し送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、高齢受給者証の差し替え業務などが発生する。 【支援事例】 国民健康保険法施行規則第24条の3において国民健康保険法施行令第27条の2で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を出さなければいけないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる。または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。 (共同提案団体の支援事例) ・8月の年度切替期においては対象者が非常に多く、対象者の抽出、申請の受理及び高齢受給者証の差し替え業務により事務の負担感が大きい。 ・基本収入入額申請の案内はパンフレットやホームページ等で実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ動機あききの制度となっている。 ・助成を受けた被保険者からの申請は、月中旬以降が多く、それに伴い高齢受給者証の差し替えは頻繁に発生している。 ・月をまたいでの申請のリスクは常にあり、申請助成後、月の下旬には電話等で再動奨を実施しており事務の負担になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	03.医療・福祉	施行時特別市	春日井市、龍ヶ崎市、横浜三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を出さなければいけないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる。または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条において高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を出さなければいけないこととなっている。 (共同提案団体の支援事例) ・新しい被保険者証を送付する際には、当市では10,000人以上の確認を1週間程度で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが既に困難になっている。今後団体の世代が後期高齢者となり、対象者が増加するとともに事務負担も増加することが予想され、このままでは申請助成の漏れや誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、事務負担の低減は喫緊の課題と考えられる。 ・被保険者は高齢であり、申請行為の負担が相対的に大きい。後期高齢者医療制度において申請行為を不要としている他の業務と比較し、被保険者にとって大きな負担となっている。 ・申請助成を行っても申請がない場合は複数回の連絡事務も発生し、申請漏れが多いようにするため事務量も多くなっている。 ・基本収入入額申請の案内はパンフレットやホームページ等で実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ動機あききの制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年次	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な進捗状況（概要等）	
R3	46	03.医療・福祉	町	岡垣町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進事業実施要綱	地域少子化対策重点推進事業のうち結婚新生活支援事業の補助対象期間の拡大	地域少子化対策重点推進事業実施要綱において、結婚新生活支援事業の補助要件として、事業実施年度の前年度の1月1日以降で、都道府県等が定める日から当該都道府県等の事業終了日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象とされている。事業実施年度の1月1日から3月31日までは次年度事業との重複期間とされており、補助対象者は都合のよい年度の事業を選択することが可能であるが、事業実施年度の年末付近に婚姻した世帯は、当該実施年度の事業を選択するだけでなく、引越費用や家賃の額によっては、補助対象期間である年度末までの間に補助金額が補助上限額まで達しない場合があり、婚姻時期により受けられる補助金額に不均衡が生じている。（例えば、12月24日に婚姻した世帯が受けられる補助の対象期間は1月から3月までの3か月分であり、仮に、引越費用10万円、家賃5万円とすると、補助対象経費の合計は25万円となり、上限額である30万円まで補助を受けることができない。） 特に、令和3年度からは、29歳以下の補助上限額が30万円から60万円に増額されたことから、更に大きな不均衡が生じることが見込まれる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka_yosan.html	
R3	47	12.その他	中核市	金沢市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政実例（昭和47年6月19日自治行46）の解釈（当該行政実例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄」として議決を要する」という解釈になっている。）	時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分（債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）第30条及び徴収徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第27条の規定に相当する制度とします）をするための整備 【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施	時効期間を経過した私法上の債権は、判例上、債務者からの時効の援用がなければ消滅しない。このため、債務者の所在が不明である場合等で時効の援用が行われない債権は、一般的には、地方自治法第96条第1項第10号の「権利の放棄」として議会の議決を得るか、債権管理条例等を制定し、条例の規定に従って債権放棄をした上で不納欠損処分をするべきとされている。しかし、債務者の所在が不明であれば、債権放棄の議決を得ても、放棄の意思表示を到達させなければ、意思表示の到達主義（民法第97条第1項）の下では、債権は消滅しない。これを消滅させるには、裁判所において意思表示の公示送達を行う必要があり、一定の手続と費用が必要となる。一方、国においては、財政法第8条において債務の免除は「法律に基づくこと」を要するところ、省令で「債権のみなし消滅」とされるところ、省令で「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を定めている。このことは、「債権のみなし消滅」は「債務の免除」（権利の放棄）ではないと解釈しているものと考えられる。そこで、「債権放棄」とは、国と同様の「債権のみなし消滅」による不納欠損処分が地方公共団体も行えることが明らかになれば、債権放棄の方法における「意思表示の到達」という問題を生じさせずに不納欠損処分ができるようになる。	98	
R3	48	03.医療・福祉	一般市	大府市	財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五條第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の請求手続きの簡素化	「印鑑等届出書」については、押印廃止につき、「氏名等届出書」に改められるが、改正後の様式が「償還金支払場所」、「記名者住所」、「記名者氏名」を記載するものとなる場合は、請求書との記載を重複させることになるため、請求書との一本化を求める。 また、前回受給者と同僚別の別の方が請求する場合、「戦没者等の死亡に当りにおける戦没者等と請求者との続柄を記する戸籍」が必要となるが、本「類」は主に戦没者の死亡に当る除籍簿本であり、請求者によって変動する可能性が低いため、省略を求める。	戦後76年が経過し、請求者の多くが高齢者である。請求にあたり、重複した記載内容（氏名、住所）があるため、申請者の負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、弔慰金請求に限らず、多くの窓口業務が簡素化し、短時間で完了されることが求められる。 戸籍の取得については、居住地に本籍がある場合は、弔慰金担当者が戸籍窓口につなぎ、補助することが可能だが、他県等の場合は郵便申請となり、申請者の大きな負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	49	12.その他	一般市	大府市	デジタル庁、総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担がかけない方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税通則法システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間を使わないような方法を検討いただきたい。	現在、税務署からの住民税課税情報等の照会を、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の市において、総計年間1,500分程度費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	50	06.環境・衛生	一般市	大府市	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、第21条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第1条	食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充	食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例措置では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可（荷卸し）に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている。（外部業者を入れない）自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とする。	【現状】 当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源（食品残渣）を受け入れ、処理している。一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物（食品残渣）の受け入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可（荷卸し）の許可が不要となる特例が適用されている。 食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むもの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業（荷卸し）に係る申請及び許可申請手続きが必要となっている。 【支援】 食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残渣のリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に寄与するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残渣の受け入れ相模も年間10件から15件程度あり、それに伴う許可申請事務の負担が増加している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	51	03.医療・福祉	中核市	船橋市、横浜市、三原市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第6条第11項、国民健康保険法施行規則第1条第2号～4号、第13条、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定活動外国人の国民健康保険への加入促進の実施について（令和2年4月7日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡） 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平成22年12月17日付け保発1217第1号） 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める（平成16年6月8日付け厚生労働省告示第237号）	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁から提供が住民登録をしている市区町村への国民健康保険加入に関する周知の通知 現在、令和2年4月7日付け事務連絡（厚生労働省保険局国民健康保険課通知）に基づき、出入国在留管理庁から関係中央会及び関係連合会を経由して各市区町村へシステムにて外国人情報が提供されていること、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定	当市国民健康保険加入者である外国人のうち、在留資格が特定活動（医療を受ける活動）である者がいたため、実施調査及び対象者のパスポートの確認を行い、当該者の資格喪失処理を行った。当該者は住民登録時には「技術・人文知識・国際業務」の在留資格であったため国民健康保険に加入していても、後日、医療機関からの情報提供により在留資格が特定活動（医療を受ける活動）に変更となったことが判明した。在留資格が医療滞在である場合には国民健康保険に加入することができない。しかしながら、住民登録がなされたまま在留資格が特定活動（医療を受ける活動等）へ変更された者については、本人からの届出がない限り市町村では変更後の在留資格を確認することができない。判明した際には多額の医療費（総額約188万円）が発生していた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	52	03.医療・福祉	一般市	津久見市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	薬剤師法第19条、第22条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3	薬剤師法に基づき調剤制限等の規制緩和	へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の業を患者に提供できるように調剤を緩和する。	当市の離島部の診療所については、診療所の院長、看護婦などが週4日、本土上定期回で通い、島住の有識者を含めた体制で診療を行っている。悪天等において、医師が渡島できないときの診療体制を確保するため、令和2年10月より、本土の当市内の病院からオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、当該診療所で運用を開始した。しかしながら、医師が本土の当市内の病院からオンライン診療を実施することになるため、当該診療所内に医師が不在となり、薬剤師法第19条（調剤）及び第22条（調剤の場所）による制限のため診療所内に在座している薬剤師を患者に提供できない事態が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	53	12.その他	町	吉岡町、渋川市、安中市、みどり市、榛東村、神城町、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	内閣府、警視庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要綱第5-10-7（イ）、キ	DV等支援措置の延長に係る申出手続きの簡素化及びDV等支援措置期間の延長	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドキュメント・バイレックス、スリーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」（以下「DV等支援措置」という。）における延長の申出手続きに関して、申出者が行政官、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等（以下「相談機関等」という。）及び市町村窓口への上出による本人確認の省略並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とする。	【支援事例】 DV等支援措置の期間は1年となっており、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の申出を行う場合、1年ごとに初回と同様の手続きが求められる、相談機関等及び市町村の窓口に出頭し本人確認を受ける必要がある。窓口への出頭が必要のため、市町村窓口でDV等支援措置の延長の申出を行ったのにも関わらず、相談機関等に相談に行かなかったことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。 【制度改正の必要性】 DV等支援措置の期間は、初回又は延長の手続きであるか否かを問わず1年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の申出を行わなければならないことについては、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長の申出は、加害者が初犯の可能性のある窓口で延長のために足を運ばなければならない。申出を待つ手続きは被害者にとっては精神的な負担であり危険を伴うものとなっている。DV等支援措置の延長の申出のために窓口に出頭しなければならないことについても、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも利便性の高い手続となるよう見直しを求める声がある。 【懸念の解消策】 DV等支援措置の対象者が延長の申出を行う場合、本人確認は初回の申出時に行っていることから、出頭による本人確認の方法を緩和し、相談機関等及び市町村において初回で控えた相談や申出の内容で本人を特定する電話交付や本人確認書類同封による郵送等での延長手続きを可能とする。また、延長の手続きは初回の手続き時と比べてDV等支援措置対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられることから、当該対象者が延長の申出をする際に、例えば3年を超えない範囲で対象者の希望により支援措置期間を選択できるようにするなど柔軟な対応を可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (拙案年におよぼし)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【財務省(8)】【厚生労働省(38)】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(5)】【総務省(8)】【財務省(6)】 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修等、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【農林水産省(16)】【環境省(11)】 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対応範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令4 > 5【農林水産省(11)】【環境省(13)】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対応範囲を拡大することについて、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年度中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和5財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1)の改定等を行う。	食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例について、食品関連事業者の対応範囲を拡大することについては、大府市が挙げている事業者の実態を把握し、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴取したところ、現行においても特例の活用が可能であるとの結論を得た。 この結論を踏まえ、食品関連事業者及び各都道府県・市町村廃棄物行政主管部(局)に対し、食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例について改めて周知を実施した。	【農林水産省】「食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例について(周知)」(令和5年12月19日付け農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品ロスリサイクル対策室事務連絡) 【環境省】「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集運搬に係る許可を不要とする特例について(周知)」(令和5年12月19日付け環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_50	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
5【法務省(4)】【厚生労働省(26)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令4 > 5【法務省(5)】 (5) 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する当該者の情報提供を令和5年度中に開始する。 (関係府省:厚生労働省)	出入国在留管理庁、厚生労働省、国民健康保険中央会において、情報提供に係る確認書を締結し、厚生労働省において地方自治体向けに「出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない(在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について)」(令和5年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を発出した。必要なシステム改修等を実施し、令和5年5月から提供を開始した。	【厚生労働省】「出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない(在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について)」(令和5年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「別紙―国保総合システム(在留資格)」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_51	法務省出入国在留管理庁政策課 厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省(35)】 薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするこの考え方や条件等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令4 > (35) 薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、以下の措置を講ずる。 ・当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするこの考え方等について、地方公共団体に通知する。 ・措置済み(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長通知)	「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同省医政局総務課長通知)を通知した。	【厚生労働省】離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同省医政局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_52	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局総務課
5【内閣府(9)(i)】【警察庁(1)(i)】【総務省(9)(iii)】【厚生労働省(39)(ii)】 住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写し等の交付(20条)及び戸籍の附票の除票の写し等の交付(21条の3)における、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法311)1条1項)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平12法81)6条)、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。))の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。))に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所へ出頭が困難となっている申出者については、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]		支援措置に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等の理由により、市区町村の事務所へ出頭して延長の申出を行うことが困難と認められる場合であって、代理人の申出によるとい困難な場合には、市区町村長の判断で、郵送等により申出書、本人確認書類の写し等を送付させ、本人確認を行うことで延長の申出を受け付ける(※)としても差し支えない旨、地方公共団体に通知した。 ※郵便等による延長の申出を受け付ける場合にも、判断の客観性を担保するため住民基本台帳事務処理要項第5～10への例により、支援の必要性の確認を行い、市区町村長において支援措置の実施に関する判断を行うことが適当。	【総務省】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_53	総務省自治行政局住民制度課

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【国土交通省】 (9) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平12建設省告示1171)に係る都道府県の知事が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き、国及び地方整備局による地方公共団体への交付決定のための確認を必要最小限のものとするよう、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に周知する。		補助金等の交付に関する事務について、地方公共団体や各補助金事務担当者の事務負担軽減のため、補助金等の交付決定のための確認は、引き続き法令や各補助金等の要綱等に基づき必要最小限のものとするよう、改めて関係者に周知した。	【国土交通省】国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の取組について(令和3年12月22日付け大臣官房会計課企画専門官(法規担当)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_55	国土交通省大臣官房会計課
【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が居宅サービス(介護保険法(平9法123)8条1項)を受けている場合における交付申請者の本人確認の方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 【総務省】 (94) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている場合、当該交付申請者が係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を本人確認書類として利用できるようにするため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」(平27総務省自治行政局長)及び「公的個人認証サービス事務処理要領」(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に通知する。 [措置済み(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)]	個人番号カードの交付申請者が居宅サービスを受けている場合のカードの代理交付については、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、交付申請者本人の確認書類として利用できることとした。 これに伴い、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)の一部を改正した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_56	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
【総務省(4)(i)】【外務省(1)】 公職選挙法(昭25法100) 一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令第23条の14第1項)を受け取った場合の在外公館の対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。 [措置済み(令和3年9月27日付け大臣室各在外公館長宛公電)] また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令第23条の10)の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 【総務省(6)(i)】【外務省(1)】 (6) 公職選挙法(昭25法100) (1) 在外選挙人名簿から抹消された者については、市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令第23条の14第1項)に基づき、令和5年から、外務本省においても、必要に応じて在留届の有無を確認し、在留届が提出されている場合には、在外公館において、当該者に抹消の事実に係る連絡を行うこととした。	在外公館が在外選挙事務を行う際の在外選挙事務処理要領を改訂し、在外選挙人名簿に登録されている者が当該名簿から抹消された場合において、当該選挙人への連絡が可能となしは、改めて在外選挙人名簿登録を行うよう指導すべきであることなどについて、各在外公館に周知した。 また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令第23条の10)の各在外公館間における情報共有を可能とするシステム改修が可能と検討していたが、在外公館で抹消通知を受け取った後に、本件対象となる者が第三国に国外転出する場合等も想定されることから、より正確な成果を得るべく、令和5年からは、外務省において一定期間における抹消された者をリストアップし、全在外公館に提出されている在留届に同一人物が存在するかの確認し、在留届がある場合には在留届提出先公館から当該者に抹消の事実につき連絡することとする。			総務省自治行政局選挙部選挙課 外務省領事局政策課在外選挙室
【内閣府】 (11) 児童手当法(昭46法73) 児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援勘定業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
【総務省】 (4) 公職選挙法(昭25法100) (a) 市区町村が投票管理者、開票管理者若しくは選挙長又はそれらの職務代理者を選任した場合に告示すべき事項(施行令第25条、68条及び81条)については、選挙の公正性の確保に配慮しつつ、投票管理者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 【総務省】 (10) 公職選挙法(昭25法100) (1) 選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示(施行令第25条、68条及び81条)については、政令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとする。 [措置済み(公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号))]	選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長、若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示について、令和4年4月6日に公職選挙法施行令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとした。	【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年4月6日付け政令第172号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_59	総務省自治行政局選挙部選挙課
【農林水産省】 (11) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 【農林水産省】 (7) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農用地利用計画の変更の案に対する異議の申出(13条4項において準用する11条3項)については、その申出の対象が計画変更部分の内容のみであることと明確化すると、令和5年度中に「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)を改正する。	令和6年3月28日付けで農用地利用計画の変更の案に対する異議の申出の対象は、当該計画変更部分(農用地区域に輸入される土地、農用地区域から除外される土地及び用途区分が変更される土地)の内容である旨を明確化するなどガイドラインの改正を行った。	【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和6年3月28日付け農林水産省農林振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_61	農林水産省農林振興局農林政策部農林計画課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案募集方式データベース	提案募集方式データベース	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項(事案名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な審査結果(概要等)
R3	63	12.その他	都道府県	青森県、岩手県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第3条第3項、第6条第4項、第8条第2項 地方独立行政法人法施行令第2条第3号 地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(平成25年10月17日付付行経第22号総務大臣通知)記第2	地方独立行政法人における出資財産処分の際の定款変更に伴う手続の簡略化	【制度改正の必要性】 地方独立行政法人法(以下「法」という。))に基づき当県が設立した地方独立行政法人当県産業技術センター(以下「法人」という。))は、設立から12年目を迎えている。当県が法人に出資した財産(件数558)は老朽化が進行しているほか、社会情勢の変化に伴って組織再編等に伴う整理・統廃合が多々発生し、今後も増加が見込まれている。財産処分後の定款変更には、法第8条第2項に基づき、県議会の議決を施した上で総務大臣の認可を受ける必要があり、財産処分規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、法人及び当県の事務負担が増加し、限られた人員や働き方改革などを踏まえ、事務負担の軽減や効率化が求められている。また、財産処分後に、定款変更について県議会の議決を要することは、県議会から審議に対する必要性も問われないものと考えている。なお、過去には、法人の業務に何ら影響がないという理由から、法人の名称等の変更について、定款変更手続を簡略化する制度改正が行われた経緯がある。本事業も業務に影響がない出資財産の処分に関するものについて求めるものであり、さらに処分に当たっては、県知事が設立団体としての意向を反映させるとの観点から、事前に処分の承認を行う手続を経ている。 【支援事項】 法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産(重要な財産)にあたりない出資財産であるにもかかわらず、処分に当たり定款変更が必要であることから、総務省との事前協議、県議会と上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請等の手続が必要となった事例は以下のとおり。 ①平成26年11月、土地の一部を売却し、平成27年2月に議決、平成27年7月に認可 ②平成27年11月、船舶を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可 ③平成27年12月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可 ④平成31年2月、土地の一部を売却し、令和元年6月に議決、令和元年10月に認可 ※令和3年度、3件程度の財産処分に係る定款変更を行う予定がある。	—
R3	64	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県、郡山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令第24条の4第2項 子ども・子育て支援法施行規則第59条の2 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付付行内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	月途中での入退園等における施設等利用費の日割計算の簡素化	施設等利用費については、月途中での入退園等、保護者が市町村をまわって住所を変更した場合などには、日割により給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、施設及び市町村において、事務負担となっている。特に、月途中に保護者が市町村をまわって住所を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転園した場合、日割計算において発生する10円未満の端数は切り捨てることになっており、切り捨てられた端数分は、施設等利用費で償却できないため、新制度未移行幼稚園が保護者に対して請求するが、当該園が端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することした場合、園に負担が生じることとなる。また、施設等利用費における日割計算(利用開始の場合は、12,570万円(上限)×認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数)で算出することとされているが、「その月の開所日数」が新制度未移行幼稚園ごとに異なるため、園と市町村間において、開所日数の確認が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	65	06.環境・衛生	都道府県	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条に基づき、3年ごとに5年を1期とする分別収集促進計画の策定が義務付けられている。しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、都道府県が一般廃棄物から排出される容器包装廃棄物の収集・運搬を行う業務はない。都道府県分別収集促進計画は市町村分別収集計画に記載された数字の集計が大部分となっている。従って、計画策定までは不要であり、市町村分別収集計画のデータをとりまとめ、ホームページ上で公開することにする等、事務の簡略化を図ること、計画策定にかかると都道府県の事務負担が軽減される。また、再商品化義務量の算定、容器包装廃棄物の排出抑制等に係る取り組み、広域的処理の促進、市町村間の広域連携等の調整機能や分別収集の意義に関する知識の普及等に関しては、「都道府県分別収集促進計画」の策定とは無関係に実施可能と考えられることから、都道府県が計画を作成しなくても目的は達成できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html	
R3	66	05.教育・文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会、宮城県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	【現状】 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支援事項】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事業が過去に発生している(別添1、2、3)。 (2)暴力団員等と関わる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添4)。 (3)暴力団員等と関わる宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添5)。 【類似法人の状況】 なお、公益事業を行うことを目的とする法人のうち、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R3	67	07.産業振興	都道府県	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同法第2条第6項、セーフティネット保証4号の指定基準	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	今回、セーフティネット保証4号の指定事由は危機関連保証(指定期間原則1年)と同じ令和2年度新型コロナウイルス感染症となっている。セーフティネット保証4号の指定期間は原則3か月であるため、指定期間終了後に毎年度都道府県がセーフティネット保証4号の延長調査を行っている。延長調査の都度、都道府県の事務作業または県内市町村にアテンドを行うため、事務負担が大きく、また危機関連保証の指定期間中に指定事由が継続していると考えられるため調査の必要性も低い。新型コロナウイルス感染症のような全国的危機発生時においてはセーフティネット保証4号判断は早急に求められることから、危機関連保証が発動中はセーフティネット保証4号の指定期間も同一とされたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	68	03.医療・福祉	都道府県	長崎県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	当県は市内の二次医療圏(うち4医療圏が離島)を有し、医師確保の解消に向けて県内すべての二次医療圏に基幹型臨床研修病院を置くことを検討している。現在、県内医療圏には基幹型臨床研修病院があるものの、1医療圏については医療の中心となる病院の入院患者実数が3,000名以下であることから、基幹型臨床研修病院の指定実現が困難な状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	69	03.医療・福祉	都道府県	長崎県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長通知)	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長通知)	医師臨床研修事務の一部について令和2年4月より厚生労働省から都道府県に対して権限移譲がなされているが、左記事務連絡により、次のような状況となっている。 ①地方厚生局から権限移譲された文書の移管がなされないことから、地方厚生局が処理してきた臨床研修病院指定等にかかる関係文書を手入するまでに一定の時間を要している。この点において、左記事務連絡において地方厚生局が保管する権限移譲前文書について、印、等を請求する場合には、予め復写用CD-R等を地方厚生局へ郵送する必要があるが、県へ電子メールでの提供が認められていないため、移譲された移管事務にかかる権限移譲業務等を完了させるまでに一定の時間を要している。 なお、左記事務連絡において、地方厚生局から電子ファイルへの複写を行う移譲前のCD-R等、文書提供を受ける際のCD-R等、文書提供及び電子メールでの文書提供がなされればこうした費用も削減可能である。 ②権限移譲された臨床研修病院の指定事務等について、地方自治法第245の4(技術的助言のための必要な資料の提出)に基づき関係文書等を地方厚生局に提出することが求められているが、上記と同様に電子メールでの提出が認められないため提出に時間を要し、複写用CD-R等の磁気記録媒体や郵送料について都道府県の費用負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	70	09.土木・建築	都道府県	大分県、九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第16条、16条の2	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	近年、頻発・激甚化する豪雨に対し、河川整備を行う場合は河川整備基本方針及び河川整備計画を策定する必要がある。平成9年に法改正され、河川整備基本方針及び河川整備計画が位置づけられた。平成25年の法改正では洪水や高潮に加え、津波災害も位置づけられた。しかし、河川整備を進める上で必要となる河川整備基本方針は水系毎の策定が基本となっており、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く、策定が進んでいない状況である。2級水系は1級水系と比べて比較的小規模な河川が多いが、1級水系と同様に水系毎の策定が基本となっていることから、策定にあたっては、人員・予算措置が同様に必要となっている。優先順位をつけて進めているところではあるが、人員・予算措置が難しい状況であり、被災した場合は、河川整備着手に向けて、早急に河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要がある。また、臨時や仮設した治水については、複数の水系をまとめた圏域を策定単位とすることが出来るように願いたい。 ・2級水系の河川整備基本方針策定割合 722/2711＝26.6% ・2級水系の河川整備計画策定割合 606/2711＝22.4% ※国土交通省HPより(令和2年1月1日時点)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府(16)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅵ)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。))に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。 ・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。))における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。 ・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。))の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切捨てずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。	1ポツ目 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長) 2ポツ目 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_64	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局少子化総合対策室	
5【環境省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) (ⅰ)都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たったの留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。	< 令6 > 【環境省】 (7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 都道府県分別収集促進計画(9条1項)の必須記載事項である市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を合算した量(同条2項1号から3号)については、市町村分別収集計画(8条1項)における当該見込量等を添付すれば足りることとともに、デジタル技術を活用した事務負担の軽減に資する方策を検討する。これらを踏まえ、「市町村分別収集計画策定の手引き」(令4環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室)を改訂し、地方公共団体へ令和6年度中に通知する。	都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たったの留意事項を含め、都道府県に通知した。また、事務負担の軽減・合理化を図るため、第11期の分別収集計画・分別収集促進計画の策定から、市区町村が分別収集計画量を都道府県ではなく環境省へ提出し、都道府県ごとに取まとったものを都道府県が確認できるよう運用方法を改め、この内容を盛り込んだ「市町村分別収集計画策定の手引き(十一訂版)」(令7環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室)を地方公共団体へ通知した。	【環境省】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定の留意事項について(令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡) 【環境省】市町村分別収集計画策定の手引き(令和7年3月環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室) 【環境省】第11期市町村分別収集計画の策定について(令和7年3月28日環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室) 【環境省】第11期都道府県分別収集促進計画の策定について(令和7年3月28日環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_65	環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室
5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ⅵ)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令6 > 【厚生労働省】 (12) 医師法(昭23法201) 基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)については、病院の入院患者の数が年間2,700人未満であっても、一定の条件を満たす場合には基幹型臨床研修病院として都道府県知事による指定が可能となるよう、「医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平15厚生労働省医政局長通知)を改正し、都道府県に通知した。 [措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)]	基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例については、「医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)」において、病院の入院患者の数が年間2,700人未満である場合の一定の条件を盛り込んだ。	【厚生労働省】「医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知) 【厚生労働省】医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_68	厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室
5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ⅰ)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]		国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の電子メールによる送付を可能とする事務連絡を、令和3年9月30日及び同年10月5日に発出した。	【厚生労働省】国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生(支)局の行政文書の取扱いについて(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡) 【厚生労働省】国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う国・都道府県間における行政文書等の取扱いについて(令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_69	厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、医政局医事課医師臨床研修推進室
5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。		河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位について(令和4年3月31日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_70	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課

[illegible]

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (総案指におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (1)専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、令和3年度中に周知する。		専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、周知した。	【文部科学省】専門職大学等の設置構想のポイントの改正について(令和4年3月30日付け文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡) 【文部科学省】専門職大学等の設置構想のポイント(令和4年3月改訂版)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_84	文部科学省高等教育局専門教育課
【警察庁(2)】【総務省(12)】【財務省(9)】【厚生労働省(47)】【農林水産省(14)】【経済産業省(4)】【国土交通省(17)】【環境省(9)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえて、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。		個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_89	総務省自治行政局住民制度課・マイナンバー制度支援室
【内閣府(15)】【総務省(13)】 公文書等の管理に関する法律(平21法66) 地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。 〔措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)〕		地方公共団体が保有する紙媒体の文書を電子媒体に変換した場合における紙媒体の取扱いの参考となるよう、国における取扱い等について、地方公共団体に情報提供した。	【内閣府】紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の留意点等について(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_90	内閣府大臣官房公文書管理課 総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合において、一定の条件を満たす場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)〕		障害者支援区分の認定等に係る調査について、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、令和3年8月27日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その3)(令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_91	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年次	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な審査結果(概要等)
R3	93	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	環境省	A 権限移譲	浄化槽法第10条及び同法第11条、環境省関係浄化槽法施行規則第7条及び第9条、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第1条	浄化槽法に定める清掃及び定期検査の実施回数と整備とを緩和する権限の付与	浄化槽管理者に対し法で定める保守点検、清掃、法定検査について一律に実施するよう働きかける事務が膨大である。(特に独居高齢者は理解を求めるのが困難である。)清掃については、浄化槽法で年1回以上(一部6か月1回以上)と定められているが、浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合は、法律に定める清掃回数を実施すると、却って、浄化槽の適正処理に支障をきたすケースもある。清掃料金や法定検査の手数料は、年金生活者等にとって負担が大きい。	—
R3	94	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第25条の11第4項、第6項	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手段に關し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理場及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議で必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	95	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県、横濱市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第23条第1項、国土利用計画法施行規則第20条、国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針(平成20年11月10日)	国土利用計画法第23条に基づき土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」については「契約書のとおり」のみ記載し、具体的な内容の記載の省略を可能にし、一団の土地において複数の契約が締結された場合に記載内容を重複する場合などは、「契約書1〜〇のとおり」等として届出書を一葉にまとめることを可能とすることを求める。	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出制度においては、複数の図面を提出することや、契約書の写しに記載された内容と同じ内容を届出書に記載すること、一団の土地の場合については契約書ごとの届出書の作成等が求められている。「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、「縮尺五万分の一以上の図面」や「土地の形状を明らかにした図面」等の他の書類により内容が確認できるため特段必要としておらず、また提出漏れがあった場合には、書類の督促といった事務負担が生じている。また、契約書と同一内容が届出書に記載されることにより、実作業や、契約書と届出書の内容に齟齬がある場合には、契約書の内容に即した記載を行うよう指導する等の事務負担が発生している。総じて、必要以上の書類提出が求められ、そのことが届出遅延の要因にもなっており、当県では令和2年において1,518件のうち約2割が遅延となっている状況で、遅延違反者に対する注意喚起の事務が生じている。なお、一部県内外の市町村からも、同様の問題意識があると聞いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	96	02.農業・農地	都道府県	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条、農林畜水産業関係補助金等交付金第6条、土地改良事業関係補助金交付要綱第15、補助金交付事務必務(農業農村整備事業等)	土地改良事業関係補助事業における繰越分の繰越及び国庫債務負担行為に付する補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	土地改良事業関係補助事業に係る実績報告書(繰越分、国庫債務負担行為)の提出期限について、交付規則及び交付要綱上、全額概算払の場合は6月10日となっているにもかかわらず、地方農政局から示されている「補助金交付事務必務(農業農村整備事業等)」では翌年度の4月10日とされている。そのため、年度末に事業が完了した場合は短期間で実績報告書を作成する必要があるが、特にここ数年は、年末に編成される国の補正予算を活用している事業件数が多く、国の補正予算については全地区繰越しを経て事業を実施しているため、事業完了が翌年度の年度末となるといったことから、4月10日までに実績報告書を提出するには、非常に短期間での処理を求められており、過度な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	97	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川越市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、菅生町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	予防接種法施行令第4条	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	市町村長等が予防接種について、協力する旨を承諾した医師が予防接種を行う場合、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとされており(予防接種法施行令第4条第1項)。また、公告した事項に変更等があった場合は速やかにその旨を公告しなければならない(同条第2項)とされている。しかし、病院の人事異動等により予防接種を行う医師は頻繁に変化するため、予防接種を行う医師に係る公告の事務について、手間が生じている。また、医師の氏名の公告は、必ずしもアルファベットで更新できるものではないため(医療機関→市町村→県という流れで公告依頼が来るためタイムラグが生じる)、古い情報が被接種者に伝わり混乱を招くおそれがある。以上を踏まえ、施行令第4条に基づく予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止することにより、事務負担を軽減いただきたい。なお、被接種者にとっては、施行令第5条及び第6条により、どの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	98	06.環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、茨城県	環境省	B 地方に対する規制緩和	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項〜第4項	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の自主測定結果の報告義務が、今後国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続きを電子化の一環で、PKTR法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	99	12.その他	中核市	明石市	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法附則第7条、国民健康保険法施行規則第27条の14の2、国民年金法施行規則第11条、介護保険法施行規則第83条の6第1項、児童福祉法施行規則第7条の27第2号等	届出様式等における性別記載欄の削除	【提案に至った背景】当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないかと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のものもあった(以下参照)。【支援事例】性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見えた目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体をためらうことにも繋がっている。当市市民の声として、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談を行うと自身が心理的負担・苦痛等を得たため、当事者が声を上げづらい状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。【措置を求める届出様式等】法令等に基づき性別記載欄のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特別申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特別申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用(介護負担軽減額)認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護10措置入所者に関する認定証)、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給決定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者高齢年金認定請求書、新農業者年金農業者高齢年金認定請求書、借地権申告書、権利変動届出書	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	100	12.その他	施行時特別市	伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、甘楽町、長野原町、高井町、高山村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	総務省、財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11租税特別措置法第25条	国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第25条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供	租税特別措置法第25条に基づく(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)により、所得税及び市町村民税は肉用牛の売却に伴う所得が免税となるものの、国民健康保険税に関しては当該免税措置の対象とならないとしており、国民健康保険税の賦課に關しては、免税前の所得を把握する必要がある(市町村民税において均等割の判定には免税前の所得が基準となる)。国民健康保険税の賦課に關しては、確定申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により申告のあった者については確定申告書のみを確定できるが、税特別措置法第25条の適用があったにもかかわらず、申告書への記載が漏れている事例(②のうち)、確定申告書B第一表の④に「免」と記載のないもの及び第二表の特例条文等欄に「措置25条」と記載のないもの、申告書の確定申告において、肉用牛売却・免税外所得があったの等について、税務署に赴き、肉用牛の売却による所得の税額計算書、収支内訳書等を繕写し把握しているが、把握に要する事務が膨大となっている(令和3年35件)。(参考)当市で発生した過及課税状況(要因:確定申告書の記載漏れ) ・平成30年度処理 2件(平成28年度分、平成29年度分) ・令和元年度処理 1件(平成30年度分) ・令和2年度処理 2件(平成30年度分、令和元年度分)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （拙案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
【5】国土交通省（11）【環境省（33）】 下水道法（昭33法79） （イ）公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知（4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項）に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 【措置済み（令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）】	—	下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知については、様式等の見直しを行い、その旨地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】【環境省】下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について（通知）（令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_34	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
【5】国土交通省（16）【国土利用計画法（昭49法92）】 土地売買等の事後届出（23条1項）については、以下のとおりとする。 一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるとともに、土地売買等届出書（施行規則20条1項の別記様式3）を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図（施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号）については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえたつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令4 > 【5】国土交通省（23）国土利用計画法（昭49法92） （イ）土地売買等の事後届出（23条1項）については、届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図（施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号）について、令和4年度中に省令を改正し、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする。	土地売買等の事後届出について、一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるとともに、土地売買等届出書を一枚でまとめることで差し支えない旨を都道府県及び指定都市に通知した。 （ロ）土地売買等の事後届出（23条1項）については、届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図（施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号）について、令和4年度中に省令を改正し、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする。	【国土交通省】「国土利用計画法の事後届出における一団の土地の契約について」（令和4年3月30日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡） 【国土交通省】「国土利用計画法施行規則の一部改正について」（令和5年3月31日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_35	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
【5】農林水産省（2） 土地改良法（昭24法195） （ロ）土地改良事業（2条2項）等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部（補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。	—	土地改良事業（2条2項）等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、農林畜水資源関係補助金等交付規則第6条第1項及び第2項を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知した。	【農林水産省】全額概算払を行った土地改良事業関係補助事業における事業完了後の実績報告書の提出期限について（令和3年12月24日付け農林振興局総務課事務連絡） 【農林水産省】農林畜水資源関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（令和3年農林水産省令第70号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_36	農林水産省農林振興局総務課
【5】厚生労働省（12）予防接種法（昭23法68） 予防接種を行う医師の氏名等の公告（施行令4条1項）に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事の要請（同項）は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告（同条2項）は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確とし、地方公共団体に通知する。 【措置済み（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）】	—	予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について、市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事の要請は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること及び変更時等の公告は承諾や変更の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一定期間分を一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_37	厚生労働省健康局健康課
【5】環境省（10）ダイオキシン類対策特別措置法（平11法105） （ロ）大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務（28条3項）及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務（28条4項）については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえて、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令4 > 【環境省（10）ダイオキシン類対策特別措置法（平11法105） （ロ）大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務（28条3項）及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務（同条4項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度中に省令を改正し、地方公共団体が利用するLGVANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム（e-Gov電子申請）を利用した手続を可能とする。	「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（令和6年2月20日施行）により、電子データでの手続が可能である旨、令和6年4月19日に地方公共団体へメールで周知した。	—	—	環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室
【5】総務省（5）地方税法（昭25法226） （イ）道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（附則7条3項及び10項）及び申告特例申請事項変更届出書（附則7条4項及び11項）における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令4 > （12）地方税法（昭25法226） （イ）道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（附則7条3項及び10項）及び申告特例申請事項変更届出書（同条4項及び11項）における性別の記載については、削除する。 【措置済み（地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号））】	道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の性別の記載については、令和4年3月31日に地方税法及び地方税法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 （ロ）小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給給証の再交付申請書及び医療費支給認定の変更申請書の性別の記載については、令和3年12月27日に児童福祉法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第66号） （ロ）国民健康保険に係る特定疾病医療費受給証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の性別の記載については、令和4年3月31日に国民健康保険法施行規則を改正し、性別欄を不要とした。 国民年金手帳の再交付に係る申請書の性別の記載については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、当該手帳に代わり令和4年度から発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書においては不要とした。 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等の性別の記載については、令和4年3月31日に介護保険法施行規則及び通知を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057（令和4年3月31日） 旧農業者老齢年金の決定に係る請求書の性別の記載については、自由記載であることを明確化し、令和3年11月10日に独立行政法人・農業者年金基金に通知した。 【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（等の一部改正について（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知） 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について（令和3年11月10日付け厚生労働省年金企業年金・個人年金課及び農林水産省経営局経営政策課長通知） 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱（令和4年4月1日付け農林水産省	【総務省】地方税法等の一部を改正する法律新旧対象条文 【総務省】道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書 【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和4年厚生労働省令第201号） 【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第66号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和3年厚生労働省令第115号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（令和3年6月30日付け厚生労働省大官庁官庁管理書審官通知） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1058（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（等の一部改正について（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知） 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について（令和3年11月10日付け厚生労働省年金企業年金・個人年金課及び農林水産省経営局経営政策課長通知） 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱（令和4年4月1日付け農林水産省	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_39	総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省健康局難病対策課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、年金局事業管理課 農林水産省農産部穀物課経営安定対策室、経営局経営政策課 国土交通省都市局市街地整備課
【5】厚生労働省（33）国民健康保険法（昭33法192） （ロ）国民健康保険に係る特定疾病医療費受給証（施行規則27条の13第4項）、限度額適用認定証（施行規則27条の14の2第2項及び27条の14の4第2項）及び限度額適用・標準負担額減額認定証（施行規則27条の14の5第2項）における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。	< 令4 > （12）地方税法（昭25法226） （イ）道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（附則7条3項及び10項）及び申告特例申請事項変更届出書（同条4項及び11項）における性別の記載については、削除する。 【措置済み（地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号））】	道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の性別の記載については、令和4年3月31日に国民健康保険法施行規則を改正し、性別欄を不要とした。 国民年金手帳の再交付に係る申請書の性別の記載については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、当該手帳に代わり令和4年度から発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書においては不要とした。 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等の性別の記載については、令和4年3月31日に介護保険法施行規則及び通知を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057（令和4年3月31日） 旧農業者老齢年金の決定に係る請求書の性別の記載については、自由記載であることを明確化し、令和3年11月10日に独立行政法人・農業者年金基金に通知した。 【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（等の一部改正について（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知） 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について（令和3年11月10日付け厚生労働省年金企業年金・個人年金課及び農林水産省経営局経営政策課長通知） 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱（令和4年4月1日付け農林水産省	【総務省】地方税法等の一部を改正する法律新旧対象条文 【総務省】道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書 【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和4年厚生労働省令第201号） 【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第66号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和3年厚生労働省令第115号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（令和3年6月30日付け厚生労働省大官庁官庁管理書審官通知） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1058（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（等の一部改正について（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知） 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について（令和3年11月10日付け厚生労働省年金企業年金・個人年金課及び農林水産省経営局経営政策課長通知） 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱（令和4年4月1日付け農林水産省	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_39	総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省健康局難病対策課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、年金局事業管理課 農林水産省農産部穀物課経営安定対策室、経営局経営政策課 国土交通省都市局市街地整備課
【5】厚生労働省（34）国民年金法（昭34法141） （イ）国民年金手帳の再交付に係る申請書（施行規則11条2項）における性別の記載については、令和4年度から、当該手帳に代えて発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書から不要とする。	< 令4 > （12）地方税法（昭25法226） （イ）道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（附則7条3項及び10項）及び申告特例申請事項変更届出書（同条4項及び11項）における性別の記載については、削除する。 【措置済み（地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号））】	道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の性別の記載については、令和4年3月31日に国民健康保険法施行規則を改正し、性別欄を不要とした。 国民年金手帳の再交付に係る申請書の性別の記載については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、当該手帳に代わり令和4年度から発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書においては不要とした。 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等の性別の記載については、令和4年3月31日に介護保険法施行規則及び通知を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057（令和4年3月31日） 旧農業者老齢年金の決定に係る請求書の性別の記載については、自由記載であることを明確化し、令和3年11月10日に独立行政法人・農業者年金基金に通知した。 【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（等の一部改正について（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知） 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について（令和3年11月10日付け厚生労働省年金企業年金・個人年金課及び農林水産省経営局経営政策課長通知） 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱（令和4年4月1日付け農林水産省	【総務省】地方税法等の一部を改正する法律新旧対象条文 【総務省】道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書 【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和4年厚生労働省令第201号） 【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第66号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和3年厚生労働省令第115号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（令和3年6月30日付け厚生労働省大官庁官庁管理書審官通知） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1058（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（等の一部改正について（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知） 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について（令和3年11月10日付け厚生労働省年金企業年金・個人年金課及び農林水産省経営局経営政策課長通知） 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱（令和4年4月1日付け農林水産省	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_39	総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省健康局難病対策課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、年金局事業管理課 農林水産省農産部穀物課経営安定対策室、経営局経営政策課 国土交通省都市局市街地整備課
【5】財務省（6）【財務省（4）】【厚生労働省（22）】 地方税法（昭33法226）及び租税特別措置法（昭32法28） （イ）肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（租税特別措置法（以下この事項において「措置法」という。）25条）については、以下のとおりとする。 ・国税電子申告・納税システム（e-Tax）以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務処理要領のうち「区分し欄」に「1」（措置法25条適用者）又は「3」（措置法25条適用者の義務的修正）と確定記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料（税）に係る賦課（課税）事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該確定記入に係る事務処理手続を徹底するよう、令和3年10月27日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示） ・肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国と地方公共団体との情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理（KSK）システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム（e-LTA）の改定を含む地方自治体及び地方公共団体の関係事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえたつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務処理要領のうち「区分し欄」に「1」（措置法25条適用者）又は「3」（措置法25条適用者の義務的修正）と確定記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料（税）に係る賦課（課税）事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該確定記入に係る事務処理手続を徹底するよう、令和3年10月27日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示） ・肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国と地方公共団体との情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理（KSK）システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム（e-LTA）の改定を含む地方自治体及び地方公共団体の関係事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえたつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務処理要領のうち「区分し欄」に「1」（措置法25条適用者）又は「3」（措置法25条適用者の義務的修正）と確定記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料（税）に係る賦課（課税）事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該確定記入に係る事務処理手続を徹底するよう、令和3年10月27日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示） ・肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国と地方公共団体との情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理（KSK）システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム（e-LTA）の改定を含む地方自治体及び地方公共団体の関係事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえたつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【総務省】地方税法等の一部を改正する法律新旧対象条文 【総務省】道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書 【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和4年厚生労働省令第201号） 【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第66号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和3年厚生労働省令第115号） 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（令和3年6月30日付け厚生労働省大官庁官庁管理書審官通知） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1058（令和4年3月31日） 【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（等の一部改正について（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知） 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について（令和3年11月10日付け厚生労働省年金企業年金・個人年金課及び農林水産省経営局経営政策課長通知） 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱（令和4年4月1日付け農林水産省	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_39	総務省自治税務局市町村税課 国税庁課税総括個人課税課 厚生労働省保険局国民健康保険課

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府】 (13)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(第18法49) 財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	--				
5【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。	<令6> 4【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項から3項)については、と畜検査等の円滑な実施のための取扱いについて明確化し、効果的かつ効率的な検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保の参考となる取組事例を含め、都道府県及び保健所設置市に通知した。 〔措置済み(令和6年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知、令和6年9月10日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)〕	公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集するための調査を行い、その結果を通知した。 と畜検査等の円滑な実施のための取扱いについて明確化して通知した。 効果的かつ効率的な検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保の参考となる取組事例について、都道府県及び保健所設置市に通知した。	【厚生労働省】 公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)(令和4年3月30日付け厚生労働省医業・生活衛生局食品監視安全課長通知) 【厚生労働省】 公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査結果(令和6年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知) 【厚生労働省】 と畜検査に係る取扱いについて(令和6年9月10日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_102	厚生労働省医業・生活衛生局食品監視安全課
5【国土交通省】 (21)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。 〔措置済み(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)〕 ・申請等に係る入力事務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能を改善する。	--	社会資本整備総合交付金に係る本要望調査については、Excel形式での提出を廃止することとし、その旨地方公共団体に通知した。 社会資本整備総合交付金システムにおいて、事業担当による入力を保持した状態を維持するため、申請の差し戻し処理時に入力内容が初期化されないよう改修を実施した。 改訂版の問い合わせ管理簿及びマニュアルをシステム上に掲載した。	【国土交通省】 本要望調査におけるExcel形式の「要望様式」の廃止について(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_103	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室
--	<令4> 5【厚生労働省(28)】 と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、「公衆衛生業務に携わる獣医・N919:N920師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令4厚生労働省医業・生活衛生局食品監視安全課長)の結果を踏まえて、都道府県及び保健所設置市において検討・実施した内容等について令和5年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討する。	--	--	--	--
5【農林水産省】 (2)土地改良法 (1)共有地等に係る共有者等の代表者の選任(113条の2第4項)については、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法を明確化し、その旨を地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長通知)〕	--	共有地等に係る共有者等の代表者の選任について、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法を明確化し、その旨を地方公共団体に通知した。	【農林水産省】 共有地の代表制に係る一問一答の11P掲載について(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_105	農林水産省農村振興局土地改良企画課
5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (Ⅱ)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。	--	公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、国土交通大臣等への協議を不要とする改正を行う「下水道法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第248号)が令和4年7月15日に公布、令和4年8月20日に施行された。	【国土交通省】 下水道法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第248号) 【国土交通省】 下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第62号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_106	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
--	--	--	--	--	--
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (Ⅱ)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。	--	私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。	【総務省】 地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_108	総務省自治行政局行政課
--	--	--	--	--	--

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年次	分野	提案主体 (提案団体)	提案主体 (提案団体)	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における継続的な 調整結果(概要等)
R3	01.土地利用 (農地除く)	中核市	横浜賀市	国土交通省	A 権限 移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市へ移譲することを求める。	軽易な区域区分の変更(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等)に関する都市計画決定権限の中核市へ移譲することを求める。	区域区分に関する都市計画の決定権限は都道府県にあるが、当市のある都道府県の区域区分変更の基準では、原則として大規模な区域区分の変更や、人口増加につながるような市街地の拡張を認める方針となっていない。一方、当市が希望している小規模な市街化区域の拡大については、区域区分の変更が認められないケースがある。具体的には、区域区分の境界において、現在市街化区域に生産工場が、市街化調整区域に駐車場として利用している敷地があるところ、工場増築のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められている。編入する面積は約2,000平方メートル、山林に囲まれ、人家も隣接していない区域であることから、周囲の居住環境への影響はほとんどなく、無秩序に市街地を拡張するものでもないことを踏まえ、市内経済の活性化等の観点から、当市としては要望とおお編入することが適切と考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	12.その他	一般市	北広島市、船橋市	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について(周知) (令和元年6月27日付)総務省自治税務局企画課事務連絡 住民基本台帳事務処理要領5-10	DV等支援措置のうち地方規での方規での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査における支援措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方規での方規での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査における支援措置情報の提供	中核市は、人口・産業とそれに伴う都市的・土地利用や公共施設整備が集中しており、相対する自然環境の保全に係る判断と相まって、制度創設から約20年が経過する都市市街区域域システムに基づいて区域区分の変更(人口・産業とそれに伴う都市的・土地利用や公共施設整備が集中しており、相対する自然環境の保全に係る判断と相まって、制度創設から約20年が経過する都市市街区域域システムに基づいて区域区分の変更)と判断が容易にできず、地域全体の発展に資するところ、一定の困難に直面している。一定の困難	

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎年度におおむね)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (1)区域区分に関する都市計画の決定(15条1項2号)に係る事務・権限については、広域的な観点から引き続き都道府県が行うものとするが、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。		都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】区域区分に関する都市計画決定における都道府県と市町村との連携について(技術的助言)(令和4年3月14日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_110	国土交通省都市局都市計画課
5【内閣府(9) (i)】【警察庁(1) (i)】【総務省(9) (iv)】【厚生労働省(39) (iii)】 住民基本台帳法(昭42法81) DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。		支援措置申出者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申出る仕組みとその留意点について、各都道府県宛てに通知した。 関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討中	【総務省】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに係ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について(令和4年3月31日付け総行住第32号、総税固第8号総務省自治行政局住民制度課長、自治税務局固定資産税課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_111	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 警察庁生活安全局人身安全・少年課 総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、虐待防止対策推進室
5【デジタル庁(2)】【総務省(5) (i)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eTAX)の更改に合わせ、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 厚生労働省所管の一般会計補助金等を受けて開設された小規模保育事業所(児童福祉法6条の3第10項)の認定こども園への転用等については、厚生労働大臣等が国庫納付に関する条件を付さず承認できるよう、令和3年度中に「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に通知する。		「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)にて、地方公共団体に通知を发出了。	【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_113	厚生労働省子ども家庭局保育課
5【内閣府(5)【文部科学省(3)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び9号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。		保育所の居室の床面積に係る基準及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間について、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長した。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和4年政令第398号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和5年政令第82号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_114	内閣府子ども子育て本部 文部科学省幼児教育課 厚生労働省保育課
5【厚生労働省】 (36)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭局企画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。		児童扶養手当の支給要件(4条1項)について、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭局企画課長)を改正し、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化した。	【厚生労働省】児童扶養手当遺棄の認定基準について(令和4年3月18日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_116	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	分野	提案募集方式データベース	関係府省	地区	支援法令等	提案事項(事業名)	求める措置(具体的内容)	具体的な支援事例	提案年における概略的な審査結果(概要等)
R3	117	09.土木・建築	都道府県、京都府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同様に条例委任することを求める。	バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同様に条例委任することを求める。	バリアフリー法第14条第3項においては、「特別特定建築物」(例:学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方で、「建築物特定施設」(例:出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されており、地方公共団体(バリアフリー法を進めるべきと考えられる施設)について、同法に基づいて建築物特定施設として追加することはできない状況にある。実質的な規制緩和の参加を求めるように、車椅子使用者や聴覚障害者等の利用への対応を求めている。このように地方公共団体が独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定め、規制することは可能である一方、条例上の規定は建築基準関係規定とはみなされないため、条例により独自に定める建築物特定施設の基準適合性については、建築確認の申請とは別に行っている。建築基準法に基づく建築物確認の手続と条例に基づく協議が同時に進行することにより、一方の手続で受けた措置をもう一方の手続の書類に反映せなければならず手戻りが発生するなど、申請者にとっても、法に基づく手続と条例に基づく手続を2回行わなければならないことは負担となっている。なお、条例に基づく協議が終了しないままに建築確認が終了し、申請者が工事を実施してしまう事例もある。建築物特定施設の追加がバリアフリー法で条例委任できない理由はないと考えたところ、地方公共団体がバリアフリー法に基づき地域の実情に応じた建築物特定施設を追加し、当該施設について効率的かつ実効性のある規制を行うことが可能となるよう、法改正を行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	118	03.医療・福祉	中核市、高知市、郡山市	内閣府、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第59条の2第2号、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第59条第3項、子ども・子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	子ども・子育て支援法に基き、利用者負担軽減率事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度に関する情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手続において対象児童の父及び母(養育者)の住民税課税情報から、地方税情報の「給付収入額」(公的年金受取額)「本人課区分(同一生計内配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦、ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親類)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手続において対象者の住民税課税情報をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトで取得できる項目では必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民から課税証明書の提出を求めている。①照会対象者が同一生計内配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合②祖父父母等と同居しており、父母のみで家計の主宰者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある場合なお、課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかを確定できないため、②のケースについては収入に関する内容が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで基準が異なるが住民税課税情報の中で判定に利用する情報は所得に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報であり、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。上記①・②に該当するケースは、当市においてマイナンバー制度における情報連携を行う際の約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①・②に該当しないかを判定する手順が発生し事務の効率が低下してきている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	119	12.その他	中核市、高知市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要領第5-10-エ、スマートデバイス・インテリジェントサービス推進法及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正化等の徹底について(平成27年9月4日付け総務省自治行政局長任制度課長通知)	DV等支援措置において、市区町村が行っている情報伝達の運用に関する統一した指針の策定	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付並びに戸籍の附属の写しの交付におけるスマートデバイス・インテリジェントサービス推進法及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正化等の徹底について(平成27年9月4日付け総務省自治行政局長任制度課長通知)」において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定めた指針を策定すること等により明確化すること。	【支援事例】当市では、令和3年3月、DV等支援措置決定時における市区町村間の情報伝達が不十分であったことを原因とする、情報漏えい事故が発生した。具体的には、当市でのDV等支援措置対象者が転出し、転入先の市区町村でDV等支援措置を行う際に、当市でのDV等支援措置時の写真の写しを転入先として追加で申し出ているが、転入先の市区町村から転入先が転出の際に、加害者氏名の漏えいを行なったため、既存のDV等支援措置情報における「加害者に関する情報」が更新されず、転入先の市区町村から申出書の写しを転送されるまでの間に、新たに追加された加害者からの請求に対し、DV等支援措置対象者の転出先(現住所)に記載された除票の写しを交付してしまっ。【制度改正の必要性】「住民基本台帳事務処理要領」及び「平成27年9月4日付け総務省通知」において、当初受付市区町村は、「申出書の写し」を関係市区町村に転送(搬送)することとなっているが、その間に、加害者から住民票の写しを請求があった場合の対策として、申出の受付当日、当初受付市区町村から関係市区町村への電話で「仮止め」を行うことが全国的な通例となっている。しかし、その「仮止め」に際して、転送した通知等も、伝達内容が統一されていない。実例の運用では、DV等支援措置対象者を特定する情報(住所・氏名・生年月日など)のやり取りのみが行われる場合がほとんどで、加害者名に関する情報伝達が、十分に行われていない現状にある。このため、今後も同様の支援事例を発生させるリスクが常に存在している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	120	12.その他	指定都市、京都市	内閣府、内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第84号)第5条第4項第1号及び第13条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号、28農振第4号国総政第1号、環境対策第1604(201号)第3、第11及び第12、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条、第10条、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分・活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年外部有識者の評価を含めた進捗管理)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等に踏まえて見直していただきたい。具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。また、同手引きにおいて、「現場の声を聴き実行する」(枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19)に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理に多くの労力を要している。については、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正していただきたい。地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することと求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することによって、計画的に知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること	まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。市において、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補てんしており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課せられている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	121	05.教育・文化	都道府県、長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行令第23条第1項第11号	広域通信制高等学校の学則変更手続の簡素化	知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。他方、全日制高校と狭域通信制高校では、収容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。このため、コース、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では認めなければならない。広域通信制では、全日制・狭域通信制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審査会への諮問(本県では年1回開催)に係る時間を要している。広域通信制高校にのみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、収容定員に類するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。なお、令和4年度施行の学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目の最終単位の数の認可が必要となる。また、広域通信制高校の校長から、「法令で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制と狭域通信制は「届出」で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審査会に諮問するため早期に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいことになっているとありがたい。」との意見が出ている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	122	02.農業・農地	都道府県、長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「支社を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる「荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を越えないもの」として、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とする。支社を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について(平成30年5月15日農林水産省農林振興局長通知)を改正すること。	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる「荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を越えないもの」として、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とする。支社を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について(平成30年5月15日農林水産省農林振興局長通知)を改正すること。	荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置する場合、10年間の一時転用許可が認められている。しかし、事業者が荒廃農地であると認めて営農型太陽光発電設備の設置を検討する地域であっても、荒廃農地と荒廃農地の間などに荒廃農地でない農地が含まれていることが多く、こうした地域において、営農型太陽光発電施設設置に係る一時転用許可を受けるためには、①荒廃農地だけで10年間の許可申請を行う、②荒廃農地とそれ以外の農地をあわせて3年間の許可申請を行う、③荒廃農地とそれ以外の農地を合わせて3年間の許可申請を行う、という3つのパターンが考えられる。しかし、営農型太陽光発電施設を設置できなかった農地が荒廃農地になるリスクが高いまま残されることが懸念される。②は、3年間の許可期間では銀行からの融資が受けられず営農計画及び発電計画が転換してしまふ事例があり、かつ、3年ごとに行政書士に依頼し、申請を行うことが事業者にとって大きな負担となる。③は、事業者にとって申請手続が煩雑となるほか、3年間の許可申請部分が再許可が得られない場合に一体的な土地利用に支障が生じることが懸念される。したがって、平成30年に荒廃農地の一時転用許可期間を10年間に延長されたものの、これまで数件相談があったが、現実的には活用できていないのが実情であり、今後も同様の事例が生じることが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (檔案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【国土交通省】 (18)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91) (18)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加するとともに、現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。	--	【前段】 ・移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、省令を改正し、劇場の客席等を追加した。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(令和4年国土交通省令第30号) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課長通知) 【後段】 地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を設置することについて、HPにて周知した。	【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号) 【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知) 【国土交通省】(別紙)集例による建築物・リニアール・基準への基準付加の事例	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teimobosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_117	国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付
--	--	--	--	--	--
【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (9)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】	--	支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村から他の市区町村に、当該措置の対象となっている者に係る情報を転送する運用については、電話等により、申出者の氏名・生年月日・住所が必要に応じて、前住所・本籍地・前本籍地等)、併せて支援を受ける者の氏名、加害者の氏名・住所、延長の場合には従前の申出からの変更箇所などを連絡することが適当である旨、また、事務処理の滞り等により支援対象者の住所の情報が加害者に知られてしまった事例について、地方公共団体に通知した。	【総務省】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teimobosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_119	総務省自治行政局住民制度課
【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市区町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。	--	令和3年10月より「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改訂に係る調査を実施し、調査結果を踏まえ、令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体あて発出した。	【内閣官房】内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html	--	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (2)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令第23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前掲とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令第23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前掲とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担を軽減する観点も踏まえ、令和4年度中を目途に政令及び省令を改正し、質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨を地方公共団体に通知する。	広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令第23条1項11号)のうち、軽微なものについては、高等学校通信教育の質の保証・向上を前掲とした上で、届出とする政令改正を行った(令和4年12月28日公布、令和5年4月1日施行)。 広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可について、政令及び省令を改正し、高等学校通信教育の質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨通知した。	【文部科学省】「学校教育法施行令の一部を改正する政令新旧対照表」(令和4年12月28日) 【文部科学省】「学校教育法施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)」(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teimobosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_121	文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付企画係
【農林水産省】 (9)農地法(昭27法229) (1)農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。	--	農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講じた。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化した。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化した。	【農林水産省】「農地法の運用について」の制定について」等の一部改正について(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teimobosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_122	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課

自治体	分野	施策の属性	地域	関係府県	関係自治体	関係自治体との関係	根拠法令等	施策事項	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	施策年における最終的な実施結果(達成率)
R3	123	02.農業・農地	都道府県	長野県、福島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農作物の有畜動物病防除実施要綱 農作物の有畜動物病防除実施要綱の運用について	農作物の有畜動物病防除実施要綱の策定に関する取組	農作物の有畜動物病防除実施要綱の策定に関する取組	農作物の有畜動物病防除実施要綱の策定に関する取組	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	124	01.土地利用(農地除く)	都道府県	長野県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法 国土調査事業事務取扱要綱(昭和47年5月1日付経企土第28号)経済企画庁総合開発局(長通連)第29及び第30関係様式	国土調査事業事務取扱要綱(昭和47年5月1日付経企土第28号)経済企画庁総合開発局(長通連)第29及び第30関係様式	国土調査事業事務取扱要綱(昭和47年5月1日付経企土第28号)経済企画庁総合開発局(長通連)第29及び第30関係様式	国土調査事業事務取扱要綱(昭和47年5月1日付経企土第28号)経済企画庁総合開発局(長通連)第29及び第30関係様式	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	125	06.環境・衛生	都道府県	長野県、岩手県、福島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第7条第2項、 「国立公園の指定及び公園計画の決定等に関する法律」(平成25年5月17日閣内国発第1305175号)	国立公園の公園計画の決定等に関する取組	国立公園の公園計画の決定等に関する取組	国立公園の公園計画の決定等に関する取組	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	126	12.その他	都道府県	北海道	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	127	02.農業・農地	一般市	南城市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項、農地法施行規則第35条第4号、第37条	農業振興地域の整備に関する取組	農業振興地域の整備に関する取組	農業振興地域の整備に関する取組	—
R3	128	03.医療・福祉	都道府県	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する取組	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する取組	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する取組	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	129	12.その他	都道府県	和歌山県	内閣官房、内閣府、警視庁、金融庁、消費者庁、個人情報保護委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止	—
R3	130	08.消防・防災・安全	都道府県	和歌山県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進部から発出された事務連絡(令和4年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進部から発出された事務連絡(令和4年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進部から発出された事務連絡(令和4年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進部から発出された事務連絡(令和4年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (檔案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省】 (4) 植物防疫法(昭25法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47農林水産事務次官)で都道府県の行う防疫(29条から33条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)〕	---	都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】 農作物有害動植物防除実施要綱の解釈について(周知)(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_123	農林水産省消費・安全局植物防疫課
5【国土交通省】 (3) 国土調査法(昭26法180) (ii) 市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。	---	市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式について、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、「国土調査事業事務取扱要領」を改正した。	【国土交通省】 「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知) 【国土交通省】(明添)国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経企企画庁総合開発局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_124	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
5【環境省】 (2) 自然公園法(昭32法161) 環境大臣が指定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。	---	自然環境局長通知を改正し、環境大臣が指定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、都道府県を経由せずに実施することとし、都道府県に通知した。	【環境省】 「指定公園の指定及び公園計画の決定等」についての全部改正について(令和4年4月1日付け環境省自然環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_125	環境省自然環境局国立公園課
5【内閣官房(1)】【内閣府(2)】 請願法(昭22法13) 請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 〔措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)〕	---	内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」において、請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等も制度上可能である旨を公表した(令和3年11月30日掲載)。	【内閣府】 ホームページURL https://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/01.html	---	内閣官房内閣総務官室 内閣府北方対策本部
---	---	---	---	---	---
5【厚生労働省】 (30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県血液推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	< 令5 > 5【厚生労働省】 (19) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県血液推進計画(10条5項。以下この事項において「計画」という。)については、記載事項のうち「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」以外の事項は変更が生じたときのみ変更することと差し支えないこと、国の献血推進計画(同条1項)の告示前であっても計画を策定すること及び計画策定に当たって献血推進協議会を開催するか否かは都道府県が判断できることを明確化し、都道府県に通知した。 〔措置済み(令和5年3月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)〕	都道府県献血推進計画について、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能とすること等を都道府県に通知した(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)。 また、「都道府県献血推進計画について」(令和5年3月1日付け事務連絡)にて、都道府県以下、通知した。 「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、計画記載事項のうち、「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」については、変更の必要が生じたときのみ変更することと差し支えないこととする。 ・計画の策定期間については、従来は国計画の告示後の2月末～3月末の期間で策定していたところ、今後は、都道府県と採血事業者の協議によって各都道府県別の血液目標量が実質的に確定し、血液事業部会の審議をもって厚生労働大臣に答申される11月末～3月末を策定に充てる時期とすることで差し支えないこととする。 ・計画の策定に伴う手続(協議会開催等)については、各都道府県の判断に基づいて実施することで差し支えないこととする。	【厚生労働省】 「都道府県献血推進計画について」(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡) 【厚生労働省】「都道府県献血推進計画について」(令和5年3月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_128	厚生労働省医薬局血液対策課
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年別 整理	分野	提案主体 の属性	提案 区分	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(概要等)	
R3	131	07.産業振興	都道府県	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和 和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)とするよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。 採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。 採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。 認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。 環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R3	132	03.医療・福祉	指定都市	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市の、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和	民法第98条、地方税法第20条の2	被保護者が居所不明となつた場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となつた場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととなる場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合は、その理由・考え方を併せて示すこと。	生活保護の廃止または廃止は、書面によって被保護者に送達しなければ効力が生じないこととなっているが、被保護者が居所不明等の場合の取扱いについては、国が考え方を示した文書等がなく、明確でない。 居所不明の場合に書面の送達を行う方法としては公示送達と考えられるが、民法の規定による公示送達は裁判所への掲示が必要であり、裁判所の許可を得るための申立書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。 また、裁判所の許可の遅れ等により、公示送達が遅れると、その間も保護が継続していたことになるので、保護費を支払わざるを得ないという事態も想定される。 この点、地方税法では、第20条の2に公示送達の規定が設けられており、裁判所の許可等は不要となっている。 昨年、当市では公示送達を2件実施したが、資料作成や裁判所との調整に5日程度要した。また、裁判所への公示送達実施のための費用を別途支出せざるを得なかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	133	12.その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条 ・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条 ・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定) ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け)府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対策第1604201号環境事務次官通知)	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	①重複事項の省略化 ・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が優先的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。 ②窓口の一本化 実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	134	12.その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	・地域再生法第5条及び13条 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け)府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対策第1604201号環境事務次官通知) ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	①事前相談期限から提出までのスケジュール見直し ・令和3年度分の場合、実施計画の事前相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画案に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行うこととされていた。 ・内閣府の回答を踏まえて、計画の修正や事業の見直しを行い、実施計画を提出することになるが、提出期間は1月20日から1月22日となっており、内閣府の回答が遅くなると提出期間までの期間が短くなる。仮に1月19日以内閣府の回答があった場合、修正ができる期間は実質1日しかない。また、事前相談を踏まえた修正依頼のほとんどが、語句の訂正ではなく、内容に踏み込んだ依頼となるため、作業としては、実施計画書全般の見直しとなり、負担となっている。 ・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年度分の場合1/22)以降は、地域再生計画は修正できないため)。 ②交付金採択の内示期間の見直し ・実施計画の交付金採択の内示は3月下旬を予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間にタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html	
R3	135	02.農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	財務省、農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和	毎年3月に財務省(主計局)から関係各省市に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について」上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査	公共事業等施行状況調査等の簡素化	地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。	毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関して内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にとって大きな事務負担となっている。 具体的には、地方農政局会計課から、毎月「公共事業等施行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業を行っている。 また、地方農政局各事業担当課からも、毎月「事業執行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計4人)が県出先機関の担当者(計22人)から事業実施地区ごとの執行状況の報告を受け、取りまとめ作業等を行っている。 上記2つの調査は重複する事項(予算額、交付決定額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等施行状況調査」よりも調査区分が細かい(事業別)されており、調査に対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求める必要があるが疑問である。 地方農政局からは、ダブルチェックのため類似する2つの調査を依頼していると考えているが、法的根拠が明らかでない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。 したがって、都道府県の事務負担を軽減するよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小とするよう簡素化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html
R3	136	02.農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和	消費・安全対策交付金実施要綱	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査の運用改善	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できよう、県会から回答までのスケジュールの改善を求める。	当該交付金に関する都道府県への要望調査は、農林水産省から地方農政局を経由して都道府県に対して県会があるが、県会スケジュールが非常に短く、対応に苦慮している。 具体的には、当該交付金の要望調査は、県庁関係機関、市町村、農協など県会先(事業実施主体)が多方面にわたる中で、県会先(事業実施主体)においても見積書作成等の時間を確保することができず、結果として要望なしと回答せざるを得ない場合もある。 また、県の事務処理期間が短いため、現場との十分な調整ができず、利用促進につながっていない。 なお、本件については、農林水産省から地方農政局に当該交付金の情報が届いた後に、地方農政局内部の決裁に時間がかり、県会スケジュールが短くなると聞いており、国側の内部手続きを理由として、真に必要な事業について交付金を申請できないことは不合理と考える。 (令和2年5月の要望調査の場合の例) ・5/19地方農政局から県に照会 ・5/22県から地方農政局への提出締切り ※ 締切りまでの期間が短すぎるため県内に県会できず、要望なしとして回答 (令和2年7月の要望調査の場合) ・7/10農政局から県会 ・7/20県から農政局への提出締切り	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (a)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (iii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態を調査した上で、通知に関する基本的な考え方など事務の実施に当たって参考となる情報を整理し、地方公共団体に通知した。 〔措置済み(令和6年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)〕	令和4年度調査研究事業において、被保護者が居所不明となったことにより生活保護の継続・停止に決定に困っている事業やその他の判断基準、対応の内容等について、自治体に対してアンケート調査やインタビュー調査を行うなどして実態調査を行った。また、令和4年度に実施した事業の成果等を踏まえつつ、令和5年度においても、法制的・専門的な観点等から検討を行い、被保護者が居所不明になった場合の具体的な事務の取扱いを整理したものをお示しした。	【厚生労働省】 令和5年度社会福祉推進事業「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱いに関する調査研究」報告書について(令和6年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.htm#r3_132	厚生労働省社会・援護局保護課
【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。		(iii:国の審査担当間の連携強化)令和3年12月下旬の令和4年度第1回募集開始以降、地方公共団体からの相談対応等における担当間での情報共有や相談への回答窓口を統一するなど、国の審査担当間の連携強化を図った。 このため、上記募集開始に先立ち令和3年12月10日、地方創生推進交付金実施計画審査担当及び地域再生計画審査担当の間において、審査担当間の連携に関する事前打合せを実施した。 (iii:提出窓口の一本化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出にあたり、両計画の提出先メールアドレスを統一することにより、提出窓口の一本化を実施。 (iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 (iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に返す下げたものと取り扱う仕組みを確けた。			内閣府地方創生推進事務局
【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 (a)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。		(i) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせるとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。			内閣府地方創生推進事務局
【農林水産省】 (25)公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査 農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。		農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を行った。	【農林水産省】 令和4年度公共事業等の施行状況調査及び予算の進捗管理について(作業要領)(令和4年3月31日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.htm#r3_135	農林水産省大臣官房予算課
【農林水産省】 (21)消費・安全対策交付金 消費・安全対策交付金の特別交付型交付金については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 〔措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)〕		消費・安全対策交付金の特別交付型交付金について、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供することとし、その旨を地方公共団体に通知した。	【農林水産省】 消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.htm#r3_136	農林水産省消費・安全局総務課

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【文部科学省】 (13)文化芸術による子供育成総合事業 文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。	—	令和3年7月からの「令和4年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～」の実施校の募集において、令和3年度事業の募集までは申請に必要としていた様式5「文化庁事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況」様式6「文化庁」文化芸術による子供育成総合事業」協力芸術家登録票(票面同意書)を様式から削除した。 なお、令和5年度の募集要項や令和4年事業の実施の手引きの改正による更なる提出書類の簡素化等については、検討中である。	【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 芸術家の派遣事業 実施の手引き(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 巡回公演事業 実施の手引き(実施利用)(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～実施校募集要項(令和3年7月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_137	文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室
5【内閣府】 (3)災害救助法(昭22法118) 被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令3内閣府政策統括官(防災担当))を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。	—	令和4年5月開催の「災害救助法等担当者全国会議」において、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、次期「災害救助事務取扱要領」を改正する旨、説明し、改正後は、従来の様式が追加された様式を選択して使用するよう周知した。また、「災害救助事務取扱要領」(令和4年5月内閣府政策統括官(防災担当)決定)について各都道府県及び指定都市に通知した。 併せて、内閣府防災のホームページに掲載した。	【内閣府】内閣府防災ホームページ https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigakujujo.html	—	内閣府政策統括官(防災担当)付 被災者生活再建担当
5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄業士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	—	管理栄業士養成施設における臨地実習及び栄業士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育局専門教育課長厚生労働省健康局健康課長連名通知)を都道府県宛てに発出し、臨地実習を、教育効果に配慮した上で、個々の実習内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化した。	【文部科学省】【厚生労働省】管理栄業士養成施設における臨地実習及び栄業士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育局専門教育課長・厚生労働省健康局健康課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_139	文部科学省高等教育局専門教育課 厚生労働省健康局健康課
5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (1)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合	—	空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)の規定に基づき、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務について、市区町村が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。 また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正するとともに、国土交通省及び総務省から各都道府県・指定都市空家対策担当部局宛てに通知を発出し、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務を処理する場合において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。	【国土交通省】「住民基本台帳法における空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の調査に関する事務の追加について(情報提供)」(令和4年8月22日付事務連絡・国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ地域振興室)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_140	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍簿本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍簿本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	戸籍法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が第211回国会の審議を経て令和5年6月13日成立。また、措置を講ずる前提となるシステムについても同日から運用を開始している。	—	—	法務省民事局民事第一課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (5)道路運送法(昭26法183)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) (1)道路運送法協議会(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (8)路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催するとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずる。 ・令和3年度中に省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更を旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。 ・令和5年度中に地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。	—	地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に通知した。 また、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講じた。 ・省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更を旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとした。 ・地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とした。	【国土交通省】「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について(令和4年3月31日付け国土交通省総合政策局地域交通課長・自動車局旅客課長通知) 【国土交通省】道路運送法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第33号) 【国土交通省】地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第405号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3hu_tsuchi.html#r3_144	国土交通省総合政策局地域交通課、自動車局旅客課

		分野	提案主体 の属性	提案 主体	関係府省 機関備考	交換 区分	根拠法令等	提案事項 （事業内容）	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	施策年における最終的な 進捗状況（前年度末）
R3	145	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、総務省、国土交通省	A 権限移譲	生活保護法第64条、第65条	生活保護の審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲	保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること。	【現状】 生活保護の決定事務は、①道府県・市の福祉事務所、②指定都市では区が担い、その事務監査の権限は、①は道府県（本市）が担い、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限については、①-②の違いについては都道府県である。 令和元年度における兵庫と大阪の3月31日時点での29件あり、そのうち、指定都市に関する審査請求は12件（49.0%）である。 大都市特例等により、指定都市（本市）は処分庁（区）に対する事務監査など、県と同等の包括的な権限を有している（なお、中核市は指定都市と比べ権限移譲が限定的）。 区の処分に対する指定都市市長が裁決を行う場合（保護費の不正支給に係る徴収決定処分等）、生活保護法の特別の定めにより都道府県知事が裁決を行う場合（保護の決定・実施に係る事務）があり、審査庁が分かれている。 行政不服審査法の改正により、平成28年度から指定都市にも審判員と行政不服審査会が設置され、裁決の客観性・公平性が高められている。 【支援】 ①道府県は指定都市に対して、事務監査権限を持っていないため、指定都市の区が行った処分の情報把握に時間と手間を要し、②指定都市の案件が道府県単独件数の約半数を占めるなど膨大な業務であることから、道府県が指定都市の審査請求を処理することは、行政運営上の大きな負担に繋がり、却って被保護者の迅速な救済に支障を来している。 審査請求は、50日以内（行政不服審査会等へ諮問する場合は70日以内）に裁決をしなければならない（生活保護法第65条）が、実際、この期間内に裁決してならない案件が多数発生し、裁決の長期化が課題となっている。 令和3年3月末時点で未採決の事実（50日以上）は663件あり、うち263件が指定都市の事実	
R3	146	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和		道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条	災害時に限り、指定区域に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和	スノーモービルの例に倣い、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地内での指定区域に限定して、公道走行を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的に走行可能な状況により自治体で判断する。 当該指定区域の走行に際し、一定の安全管理を担保するため、運転者については、車種区分を問わず普通免許保持者とする。	【現状】 災害などの有事の活動でできる四輪バギーやスノーモービルのようなオフロードバイクは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め区域において、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、今年12月の開国自動車道渋滞においても路面状況や安否の確認等で活躍している。 災害時には四輪バギーの活用が求められているが、必要な機能（地形走行性能や資機材等の輸送力）を有する一般的な救急救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する救急用として自治体の活動の場が広がる可能性がある（あると考えると、一部の大型特殊車両登録を可能にする必要があり、公道走行が不可能である。また、多くの多くはランチャー施設等の限られた数箇所で利用にとどまっている）。 【支援】 災害時には避難された被災地に到着し人命救助等にあたる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。 各市、各町で道路途絶が生じた大規模復興災害時は、救急活動に従事する職員（主として消防職員を想定）も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地利所に応じて運用可能な対応が必要であり、被害の拡大を招くおそれがある。	
R3	147	12_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	C 地方に対する規制緩和		マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について（令和元年9月11日付け閣議第396号、府令第117号、総行信第49号、総行信第83号）、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託することが可能な範囲について（令和2年12月28日付け総行信第212号）	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について（令和元年9月11日付け閣議第396号、府令第117号、総行信第49号、総行信第83号）、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託することが可能な範囲について（令和2年12月28日付け総行信第212号）	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請書における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定に伴う機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報環境を確保しつつ、市民事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カードを一覧で可能な範囲で報告等）を条件に、民間業者への委託が可能とすること。	【現状】 マイナンバーカード関連業務は、「交付・不交付の決定や、請求・届出受付等の調査、住民基本台帳ネットワークシステムでの運用・統合端末の操作を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能である」とされている（「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付け閣議第396号ほか）。） さらに、カードの交付事務に係る統合端末の操作について、個人番号カード交付前設定（端末情報・氏名・生年月日の照合）の操作制限のみに限定して、民間事業者への委託が可能とされたところ（「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な範囲について」（令和2年12月28日付け総行信第212号）。） 【支援】 カード交付前の準備作業のうち、暗証番号の設定及び事後における住基カード又は再交付申請書における返納された個人番号カードの廃止処理は、作業者の意思決定を伴わない機械的な作業であるが、情報漏洩防止のため民間委託が認められていない。 暗証番号を設定しない程度で、旧カードの廃止処理（新規交付者の1割程度が該当）に必要な労力/枚を要する。例えば1日でおよそ500件程度の作業を行えば1時間の業務量となる。令和年度の全国のカード回収に向けて、今後さらに交付ペースを加速させるためにはカード交付枚数の増加に対応できるようにシステムを確保すべき。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/seianbouyaku/2021/seianbouyaku_kokka.html
R3	148	03_医療・福祉	施行時特例市	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	D 地方に対する規制緩和		介護保険法第139条第2項	介護保険料の運付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の運付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の運付事務を住民基本台帳利用可能事務に明確に位置づけすること。	【現状】 介護保険料の特別徴収義務者（日本人年金機構等の年金保険者は、第一号被保険者の年金から保険料を引き抜き市町村に納入している。被保険者が当該市町村から転出後、特別徴収の中止が間に合わず、転出した市町村に納入すべき保険料が転出した市町村に納入される場合は、保険料額を差控えた被保険者に還付しなければならぬ。） 【支援】 被保険者の転出に伴い生じた過納給保険料の還付のため、転出した被保険者に過納給金還付通知書を送達するが、さらなる転居や死亡している場合は宛先不明となり過納給金還付通知書を正しく送達するため、転出した被保険者の居住地や生存確認を行う必要があるが、介護保険法上、こうした調査が明記されていないため、転出した市町村から回答をもらえない場合がある。 住民基本台帳ネットワークを利用できれば住所や生存確認が可能であるが、住民基本台帳別表第二及び第四には、利用可能事務として保険料の徴収に関する事務は規定されているものの、還付に関する事務は規定されておらず、利用できない。	https://www.cao.go.jp/bunkensushin/seianbouyaku/2021/seianbouyaku_kokka.html
R3	149	03_医療・福祉	施行時特例市	宝塚市、兵庫県	E 地方に対する規制緩和		介護保険法第143条、第200条第2項	介護保険料の督促事務における時効の完成猶予期間の設定	介護保険法第200条第2項の規定について、督促状を送した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成を猶予する旨を規定すること。	【現状】 地方税法においては、督促状を送した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成が猶予されているが、介護保険法とは異なる規定がない。[地方税法第18条の2] 地方税・介護保険料とも、滞納処分は国税徴収法の例によることから、督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで行うことができない。 【支援】 介護保険料については、督促から10日は滞納処分を行うことができないにもかかわらず、時効の計算には当該期間が含まれるため、滞納者が有利となる現状がある。 地方税の滞納者は介護保険料も滞納している場合があり、時効の考え方について制度的統一性が図られていない。 多くの滞納事例を抱え、時効経過まで滞納処分を行うことがない事例も生じている。	
R3	150	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	F 地方に対する規制緩和		船舶航行規則第1条第6項、海上運送法第20条第2項	播磨灘における船舶の航行に関する規制緩和	平水区域に限るクルーズ船が増殖を看過できずより、限定泊入区域の基礎的、あるいは気象の悪化や天候等によって航行を認める必要がなく、柔軟な対応（一律の区域設定ではなく個々の区域設定を行う、平水区域の気象・海象の静穏要件を通年で特定時期に限定、限定泊入区域（往復2時間以内）の時間延長）をする。」「インバウンド船舶振興策」において、人の運送を一定定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を30日から180日に延長すること。	【現状】 船舶の航行区域は、波高や沿岸からの距離により、平水区域、泊入区域、近岸区域、遠岸区域の4つに分かれ、区域に応じて、安全基準が設定。 播磨灘では、波やうねりの発達を防ぐ島がないことから、一部が泊入区域に指定され、クルーズ船が増殖を航行するためには、平水区域航行の船上より高い安全基準が求められる。インバウンド旅行の個人旅行の進展を踏まえ、「人の運送を一定定期航路事業」における同一航路運送に關して、一定の条件（既存の生活航路の運送に影響を及ぼさないこと）を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船舶振興策」が2019年4月に発布。 兵庫県では、「ロンドン・パリ・東京」に基づき、世界有数の多島海を有する瀬戸内海を活かした観光の推進を重点施策として掲げ、2025年の大阪・関西万博に向けた海上交通安全確保に取り組んでいる。 大阪・関西万博は、コロナ禍により減少したインバウンドをV字回復させようとして、特に関西では、クルーズ船による観光を推進しているが、以下の支障がある。 県内事業者が持つ多くのクルーズ船の航行区域が平水区域のため、泊入区域に指定されている播磨灘の明石湾周辺の航行ができず、観光客は瀬戸内海クルーズの協力依頼を行っても断られる状況にある。 また、平水区域から往復2時間もしくは、平水区域に挟まれている場合は2時間以内で横断できる泊入区域は、限定泊入区域と泊入区域の船舶の基準が緩和されているが、限定泊入区域のクルーズ船でも、航行速度の性能が十分でない場合は2時間で播磨灘を航行できず、瀬戸内海の魅力を十分に活用した観光振興施策を推進できない。 昨年12月に閣議決定された万博の基本方針では、「鉄道・道路・空港・港湾などの交通インフラを機能強化する」とされており、本県でも、官民一体となって神戸や淡路等から夢洲までの海路確保を進めている。事業者からは、定期航路は収支が合わず、期間限定ならば可成りとの声がかさみ、期間限定での就航を検討しており、「インバウンド船舶振興策」では年間30日までしか就航できず、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できない。	
R3	151	12_その他	都道府県	兵庫県、京都市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	G 地方に対する規制緩和		令和3年4月21日付け内閣府令第3号「地域経済活性化促進法案」第5条、S. 起業家支援金の支給について	起業家支援制度における補助対象期間に関する運用見直し	前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日より以前（令和年度は4月1日）公募開始日となる起業時の要件を前年度4月1日		

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令4 > 5【総務省】 (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、令和5年度から、市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とする。	個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部長宛てに通知。	【総務省】「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_147	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の運付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 【措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)】		介護保険料の運付事務について、現行の法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を、令和3年12月9日に地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護保険料等の運付事務に係る住民基本台帳ネットワークシステムの利用について(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課及び高齢者医療課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_148	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省老健局介護保険計画課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野	提案主体 の属性	関係府省 団体	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 審査結果(概要等)
R3	152	12.その他	都道府県	兵庫県、神戸市、京都府、京都市、和歌山県、徳島県	内閣府、内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援金制度における居住確認事務に関する運用見直し」について	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。 廃止しない場合は、①移住元の在住地や在住期間の確認、②移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】 当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業等をした場合に支援を行っており、制度の活用は県内36市町に拡大している。 移住者は、申請時に移住元の在住地や在住期間(直近10年のうち5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。 支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。 【支援】 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年にわたり居住確認を行う必要があり、煩雑な手続となっている。 東京圏に在任時に転居後の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要がある。 移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認などの手続が必要である。また、移住支援金の財源を国・県・市町で負担していることから、自らの市町からの転出のみならず、転出先の市町からのさらなる転出の有無や、県内に留まっているかについても確認を行うこととなる。 当県では令和2年度に5件の移住支援金の支給を行っており、上記のような具体的な居住確認の義務が生じる。 また、昨年12月に支援対象が拡大(第二新卒、専門人材、テレワーク等が対象化)され、今後ますます支給対象事例が増加すると見込まれる。 [令和2年度の支給実績] 5件(内訳:神戸市1件、姫路市1件、加西市1件、淡路市2件)	—
R3	153	12.その他	都道府県	兵庫県、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条 公営住宅法第29条、第32条 公営住宅法施行令	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の取納事務を私人に委託できるように求める制度改正	【現状】 県営住宅の明渡し請求後に明渡義務を履行しないことに基づく許可取消後家賃相当額(損害賠償金)は、公金の取扱いを認められた金融機関でのみ収納可能であり、その他の私人(債権回収会社等やコンビニンスストア等)に収納事務を委託することはできない。 令和2年3月24日付け国土交通省通知により、損害賠償金の徴収事務のうち、私人委託が可能な範囲が示されたが、納付書の作成・送付等の事実行為又は補助行為に止まり、その収納事務を私人に委託することは依然として認められていない。 当県では、自動車税のコンビニ収納を平成18年に導入しているが、現在の納付実績が45%であり、幅広く活用されている。 なお、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、総務省において、「①地方公共団体の判断により、公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることについて、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、②同結論を待たず、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる収入(地方自治法施行令第158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することと可能とする方向で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。 【支援】 審査を退去した滞納者の8割程度は、家賃と損害賠償金の両方を滞納しており、家賃の収納(集金代行)は、地方自治法施行令の規定により私人委託が可能であるため、債権回収会社及び弁護士に委託し、債権回収会社等の口座への銀行振込やコンビニ収納により債権回収の効率化を図っている。 一方、損害賠償金の収納は、公金の取扱いを認められた指定金融機関に限られるため、県が金融機関用の納付書を発行して債務者に送付している。 現在、県で管理している債権のうち、滞納家賃の支払いを終え、損害賠償金の納付が滞っている総額は約3千万円となっている。その原因を調査したところ、日中は就労しているため取扱時間内に金融機関に行けないという理由が大半となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html
R3	154	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大府市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。 もしくは、罹災証明関係業務の広域に係る経費について、全額特別交付税措置を行うこと。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など10事務に限定。 震災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するため、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠だが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は災害救助費の対象外。なお、罹災証明書は活用目的に申請するのではなく、原本証明等により写しを活用することが通常で、その速やかな発行こそが災害救助業務の遅延防止に繋がる。 災害救助費は、国庫負担(5/10→9/10)の残り(地方負担分)が特別交付税(4/10限度)措置され、国庫負担率が6/10以上であれば特別交付税措置と合わせ実質的な地方負担はゼロになる。 令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部削減(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となる等、罹災証明書の必要性が高まっている。 【支援】 令和2年7月豪雨では熊本県内の被災8市町に6,300名を超える応援職員が派遣され、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施できない。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は、災害救助費の対象外であり派遣元自治体の負担となる(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。 応援自治体が必要した費用は協議により被災自治体に求償可能だが、①求償するか否かの協議(応援自治体)、②求償額の協議(双方)、③求償額の確定・支払い(双方)等、事務負担が発生する。特に被災県では復旧・復興作業にマンパワーを要する中、事務負担が増え、応援自治体においても配慮を要する。	—
R3	155	12.その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都市、京都府、大府市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	【現状】 地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。 【支援】 地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。 地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生推進交付金実施計画の作成[地方創生推進交付金制度要綱第4・第5] 企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大幅に化され、国が包括的に認定する方式に簡素化された。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html
R3	156	12.その他	都道府県	兵庫県、神戸市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都市、京都府、大府市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	【現状】 地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てることとなっている。 地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成[地方創生拠点整備交付金制度要綱第4・第5] 【支援】 ①の交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金施設整備計画は転記で作成する部分が多い。同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の取納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。		私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の取納の事務について私人に委託することを可能とした。	【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/3fu_tsuchi.html#d_153	総務省自治行政局行政課
5【内閣府】 (12) 地域再生法(平17法24) (iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。		(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) (iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定団(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。			内閣府地方創生推進事務局
5【内閣府】 (12) 地域再生法(平17法24) (iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。		(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) (iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定団(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。			内閣府地方創生推進事務局

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

	年別 管理 分野	提案主体 の属性	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 審査結果(簡潔等)			
R3	157	03.医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都府、 京都市、姫路市、 西脇市、三木 市、高砂市、加 西市、宍粟市、 たつの市、神河 町、和歌山県、 鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和	児童福祉法第33条の20第1 項、第33条の22第1項、障害者 の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律第 88条第1項、第89条第1項、障 害福祉サービス等及び障害児 通所支援等の円滑な実施を確 保するための基本的な指針(平 成18年厚生労働省告示第395 号)	都道府県障害(児)福祉 計画及び市町村障害 (児)福祉計画の計画 期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両 面での対応に係る地方公共団体の取組を高めることが できる。都道府県・市町村障害福祉計画及び障害 児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基 本計画」において当該県及び県内市町の多くが設定して いる現行の2倍である6年に延長すること。	【現状】 都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を一期間として作成することとされている。【障害者】の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉 法第33条の20、平成18年厚生労働省告示第395号) 【支障】 計画期間が3年間のため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている実態がある。 当該計画では、施設入所者の地域生活への移行や、施設入所者数の削減等の目標を定めることとされているが、地域における相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等、ソフト・ハード両面での対応に加え、 地域住民の意識醸成や地域と一体となって進める必要があり、短期での目標達成が困難な場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu _kokka.html	
R3	158	03.医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、姫路 市、西宮市、三 木市、三田市、 宍粟市、たつの 市、神河町、滋 賀県、京都府、 鳥取県、徳島 県、堺市	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和	子ども・子育て支援法第61条 子ども・子育て支援法に基づく 基本指針(平成26年内閣府告 示第159号) 「市町村子ども・子育て支援事 業計画における「量の見込み」 の算出のための手引き」(平成 26年1月20日内閣府通知) 「第2期市町村子ども・子育て 支援事業計画等における「量 の見込み」の算出等の考え方」 (平成31年4月23日内閣府通 知)	市町村子ども・子育て支 援事業計画において定め る「量の見込み」の算 出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるこ ととされている「量の見込み」の算出にあたっては、現在手 引き等において示されている利用希望把握調査(アン ケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力と コストが大きいために加え、算出結果と実態が乖離する 事例が発生することあることから、利用希望把握調査 ではなくアンケートや実績値等に基づき「量の見込み」 の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算 出方法を可能とすること。	【現状】 子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計 し、具体的な目標設定を行うことが求められている。 アンケート調査に基づく算出方法は、分析に要する労力と コストが大きいために加え、算出結果と実態が乖離する 事例が発生することあることから、利用希望把握調査 ではなくアンケートや実績値等に基づき「量の見込み」 の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算 出方法を可能とすること。	【支障】 第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。 アンケート調査のものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じるが 手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレン ドや政策動向、地域の実情等に十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査 を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu _kokka.html
R3	159	09.土木・ 建築	都道府県	徳島県、香川 県、愛媛県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和 和	公的賃貸住宅家賃対策調整補 助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃 貸住宅の供給の促進に関する 法律第8条	住宅確保要配慮者専用 賃貸住宅(セーフティ ネット住宅)の家賃低廉 化に係る国庫補助の対 象期間に関する要件の 緩和及び補助総額の増 額	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティ ネット住宅」といふ)の家賃低廉化に係る国庫補助が受 けられる期間については、補助要綱上「管理開始から 10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間 分を超えない場合)においては、20年以内で地方公共 団体が定める期間のもの」とされているが、高齢者世 帯等に限定する一定の要件を付した上で、当該期間に 関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国24 0万)の増額を求める。	セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいく中で、民間賃貸住宅のストックを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考え る。現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低廉化補助を行う場合に国庫補助が受けられるが、補助要綱上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。 この場合、当該補助期間の終端に入居する者は、短期間しか家賃低廉化補助を受けることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的には入居を勧めづくなる。 また、要配慮者は、家賃低廉化補助を受けた物件を渡り歩くことも可能であるが、同一生活圏にタイミング良く補助期間が十分残った物件があるとは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低廉化補助のある 住宅を求めて何度も転居をさせることは、居住の安定確保を図る上で合理的な疑問がある。 したがって、現在の家賃低廉化の補助期間・補助総額は、セーフティネット住宅が公営住宅対象世帯の安定的な受皿として機能する上で、支援となっていると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu _kokka_yosan.html	
R3	160	12.その他	都道府県	徳島県、愛媛 県、高知県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	地域再生法13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱 (平成28年4月20日付け府地 事第16号内閣府事務次官通 知、28農振第45号農林水産 事務次官通知、国総政第1号国 土交通事務次官通知、環境対 策第1604201号環境事務次官 通知) 令和3年度における地方創生 推進交付金(先駆タイプ、横展 開タイプ、Society5.0タイプ)の 取扱いについて(令和2年12月 22日 内閣府地方創生推進事 務局) 令和3年度地方創生推進交付 金(先駆タイプ、横展開タイプ、 Society5.0タイプ)に関するQ& A	地方創生推進交付金の 対象経費の拡大	地方創生推進交付金について、交付対象経費の要件 を、移住者の「暮らしや移動への支援」が可能となる よう、緩和すること。	「個人への給付が対象外」とされているため、移住希望者が移住を検討する上でのネックとして意見が挙がっている。移住先における住居の家賃や生活関連経費、移動経費(移動手段としての、タクシーや航空 機、高速バス、レンタカー代等の経費等)といった移住者の「地方での暮らし」への支援には、活用が困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu _kokka_yosan.html	
R3	161	12.その他	都道府県	徳島県、愛媛 県、高知県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	・地域再生法5条 ・地方創生推進交付金制度要 綱(平成28年4月20日付け府 地事第16号内閣府事務次官通 知、28農振第45号農林水産 事務次官通知、国総政第1号国 土交通事務次官通知、環境対 策第1604201号環境事務次官 通知) ・令和3年度地方創生推進交 付金(先駆タイプ、横展開タイ プ、Society5.0タイプ)に係る 実施計画等の作成及び提出につ いて(令和2年12月22日 内閣 府地方創生推進事務局)	地域再生計画認定手 続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前掲となる地域再 生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出 時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再 生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu _kokka.html	
R3	162	12.その他	都道府県	徳島県、愛媛 県、高知県	内閣府、内 閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	地域再生法13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱 (平成28年4月20日付け府地 事第16号内閣府事務次官通 知、28農振第45号農林水産 事務次官通知、国総政第1号国 土交通事務次官通知、環境対 策第1604201号環境事務次官 通知) 地方創生テレワーク交付金の 取扱いについて(令和3年1月 18日 内閣府地方創生推進 室)	地方創生テレワーク交 付金の制度拡充	地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配 分を可能とすること。 リタイアインフラの活用を促進するため、小規模多数の ハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとと ともに、単独入居型を対象とすること。	当県では、既に一定程度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ。ソフト事業 への経費配分が1団体当たり1,200万まで低いことに加え、施設整備件数が「最大3件まで」、かつ「単独入居型は対象外」とされているため、進出企業が地域の空き家や役割を終えた公共施設等のリタイア インフラを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単独で活用する形態での支援により、多数の企業を呼び込みたい場合に活用できないことか ら、本交付金の十分な活用が図れない。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu _kokka_yosan.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (拙案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。	<令5> 5【子ども家庭庁(4)(i)1】【厚生労働省(3)(i)1】 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)(以下この事項において「計画」という。)については、告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・計画期間については、3年を基本としつつ、柔軟な期間設定を可能とした。 ・計画における任意的記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることが可能であることを明確化した。 〔措置済み(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示(令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号)、令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)〕	令和5年5月19日に、障害(児)福祉計画について、 ・3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定をすること ・サービスの見込み量以外の活動指標について、地方公共団体の実情に応じて任意に定めること を可能とする告示の改正を行い、当該改正内容について地方公共団体に周知した。 また、令和5年6月30日に、障害(児)福祉計画に定めるよう努めるものとされている事項を記載するか否かは、地方公共団体の判断によるものであることを明確化し、周知した。	【子ども家庭庁】【厚生労働省】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、子ども家庭庁支援局障害児支援課長通知) 【子ども家庭庁】【厚生労働省】「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて」(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡) 【子ども家庭庁】【厚生労働省】「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について」(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teininbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_157	子ども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(b)】【厚生労働省(50)(b)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【内閣府(9)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(49)】子ども・子育て支援法(平24法65) (1)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。 また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。 〔措置済み(令和4年3月18日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡、令和4年9月13日付け「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書)〕	「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等」に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み 令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み	【内閣府】「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等」に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日事務連絡) 【内閣府】「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teininbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_158	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課
	—	令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み	—	—	—
	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (a)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	—	(a) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
	—	—	—	—	—

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中央 番号	分野	提出団体 の属性	都道府県 団体	関係府省	区分	供託法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 審議結果(留意等)
R3	163	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施細則 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合すると、規定を単純化できる。	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合すると、規定を単純化できる。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施細則で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。 同計画の一般的に違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。 【支援事例】 上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画書の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かつづらいためと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jekka.html
		06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2及び第14条の2 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同条第3号により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。 【支援事例】 当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を取り入れることとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少い委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。 また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。 【懸念の解消策】 実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。 実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jekka.html
		09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第5条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第9条、省令及び同法施行規則第3条、第15条 住宅生活基本法第17条	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等 都道府県居住生活基本計画で規定するための見直し	地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めるとしている。 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住宅生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。	【現行制度】 賃貸住宅供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)の供給目標やその目標を達成するために必要な事項について定めるとある。 同計画の策定は義務ではないが、地方公共団体が登録住宅の国基準を緩和し、また住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、当該計画において定める必要がある。 なお当県は、平成30年度に同計画を策定している。 【国・県間の連携】 同計画に照して住宅生活基本計画(都道府県計画)を作成しなければならない。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住宅生活基本計画(全国計画)において「居住者・コミュニティ」における基本的な施設として位置づけられており、当県の住宅生活基本計画(都道府県計画)も、住宅確保要配慮者に対する取組について記載している。 【支援事例】 このようにことから、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る取組については、賃貸住宅供給促進計画と住宅生活基本計画の両計画で記載しており、県民にとって体系が分かりづらいものとなっている。加えて、本計画の策定時には、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックコメント、市町村との協議を行っており、計画の進捗管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jekka.html
R3	166	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	保健師助産師看護師法第33条、省令及び同法施行規則第33条、省令 保健師法第6条及び同法施行規則第9条、省令 保健師法第6条及び同法施行規則第5条、省令	保健師助産師看護師法に 基づき業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせて集計作業を廃止すること。	保健師助産師看護師法に 基づき業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせて集計作業を廃止すること。	【現行制度】 保健師法第6条及び同法施行規則第9条、省令により、保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、保健師助産師看護師法・歯科衛生士法及び歯科技工士法各法の施行規則で定められた「業務従事者届」を、都道府県知事に対して、提出しなければならない。 「業務従事者届」を受理した都道府県は、国からの統計法に基づく依頼に応じて、その内容を衛生行政報告例として定められた様式にあわせて集計して、国へ提出する必要がある。 【支援事例】 国・県間・市町村間の人員及び提出期限の中で、約10万件もの「業務従事者届」の印刷・配布、また、約76,000件の同届出の回収及び内容確認(対象者への電話連絡等)、集計作業を実施しなければならず、担当課及び保健所の事務負担が非常に大きい。 また、人の手で内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれがある。 【制度改正の必要性】 令和3年1月に厚生省にて公表された「社会保険に係る資格におけるマイナンバー制度の活用に関する検討会」報告書において、マイナンバー制度を活用した資格管理簿と就業届(業務従事者届)等の情報の共有化による人材活用促進について検討されている。その中で中央・地方、就業状況(業務従事者届)等の共有化による人材活用促進について検討されている。国と都道府県が共通のデータベースを通じて情報の共有化を図ることを想定されているが、届出情報のデジタル化等今後の在り方については別途検討とされており、本県が求める措置については具体的に明示されていないため、改めて求める必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jekka.html
		06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	調理師法第5条の2、調理師法業務従事者届届出制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減	調理師法に基づく調理師業務従事者届届出制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減	調理師法に基づく調理師業務従事者届届出制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減	【現行制度】 業務に従事している調理師は、法令に基づき、従事施設が所在する各都道府県に、氏名や年齢等が記載された「調理師業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。 都道府県は、従事者届を取りまめ、厚生労働省の衛生行政報告例(周年報)において「就業調理師数、就業場所」を報告する必要がある。 【支援事例】 県には従事者届調理師の資質向上を目的とする研修事業等に活用しているが、活用結果が示されておらず、どのように国事業に活かされているか不明である。 そのうち、当県では予算確保をはじめ契約事務への対応、市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知活動、届出者から県への問い合わせ対応等、多くの行政負担が生じている。 また、令和2年度 当県における従事者届の届出件数約16,239件、調理師協会への委託契約約3,669円など、従事者届について、12月31日現在の情報を翌年1月15日までに提出しなければならず、提出期限も短い。加えて、届出書には本籍地都道府県名を記入しなければならず、当該項目の必要性が不明の上、申請者は、自身の本籍地都道府県名を確認する必要があるが、調理師や従事施設においても負担が生じているとの声がある。 衛生行政報告例(周年報)においても、人の手で届出情報の内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれがある。 【制度改正の必要性】 平成26年度、総務省は、本制度の目的、活用状況が不明確であり、届出も徹底されていないことから、廃止を含めその在り方を見直すよう厚生労働省に対して勧告を行っている。 平成28年度、厚生労働省は、従事者届を活用する自治体の取組事例を紹介する等の改善措置を講じており、その上で、今後、必要に応じて法令の見直しを行うなど、届出の助行や一層の活用を図るための取組を行っており、平成29年度以降、従事者届の活用結果が国から新たに示されたとはなく、法令の見直しは行われていない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jekka.html
		03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法第19条の3、59条の4 児童福祉法施行規則第7条の11、第7条の17 小児慢性特定疾病指定医の指定について(平成26年12月11日付児児見出し1211第2号)	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等に関する申請を一元化し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」と称する)で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として指定する医療機関のある都道府県等にのみ行うよう見直すこと。 あわせて、申請書に主たる勤務地の医療機関以外の医療機関(他の都道府県等に所在する医療機関を含む)を記載し、指定した都道府県等が公表することを定めること。	【現行制度】 児童福祉法第19条の3に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けるには、都道府県等(都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市)で定める指定医が作成した診断書が必要となる。 指定医の指定を受けるには、勤務地の医療機関のある都道府県等への申請が必要だが、複数の医療機関に勤務する場合、勤務地の都道府県等への申請が必要だが、厚生労働省課長通知等に定められている。また、申請は新規申請だけでなく、変更申請及び5年ごとの更新申請が必要となる。 【申請件数】 令和元年度 新規:39件 変更:12件 更新:330件 令和2年度 新規:35件 変更:4件 更新:31件 【支援事例】 現行制度では、医師が複数の医療機関に勤務する場合、その勤務地の都道府県等が異なる場合にはそれぞれの都道府県等に指定医の指定等の申請をしなければならず負担が大きい。また、指定する都道府県等においても負担が生じている。(当県が勤務する複数の医療機関に勤務している指定医師数は、令和2年2月末時点で510のうち83名である。なお、当県が勤務する医療機関に勤務し、かつ、他の都道府県等に勤務する医師は、指定医の指定については把握していない。 また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医については、主として指定難病の診断を行う医療機関のある都道府県(政令市含む)に指定医の指定等の申請をすることとされており、類似の医療費助成制度にもかかわらず、申請先の考え方が異なるため医師や医療機関からの問い合わせもあり混乱している。 【制度改正における懸念の解消策】 指定医の指定等の申請先を一元化した場合、主として診断を行う医療機関のある都道府県等以外の都道府県等は、指定医の指定等の状況を把握することができないのではないかという懸念も考えられるが、申請先を一元化しても指定医の指定等を行う都道府県等が指定医師の「取引・取引」等を行った場合には、公表することとなっているため、他の都道府県等も指定等の状況を把握することは可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jekka.html
R3	169	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	建設業法第3条、同法第9条 建設業法に関係行政機関に対する調査・照会権限の規定の追加	建設業法に、関係行政機関又は関係地方公共団体に対して照会等を行うことができる旨を規定すること。	建設業法に、関係行政機関又は関係地方公共団体に対して照会等を行うことができる旨を規定すること。	【現行制度】 建設業法第8条では建設業許可の欠格要件が規定されており、例えば、禁煙以上の刑に処せられ、刑期満了から5年を経過しない者に対しては、県は建設業の許可ををしてはならないとされている。 建設業許可申請に際して、申請者は欠格要件に該当しない旨を誓約する「誓約書」を提出することとされているが、当県では、欠格要件の適切な把握のため、他の関係行政機関等に対して欠格要件の調査を行う事例がある。 【支援事例】 建設業法において、関係行政機関等に対する調査・照会権限が規定されていないため、関係行政機関等に対して欠格要件の照会を行っても、個人情報保護等の理由により回答が得られない場合があり、欠格要件の適切な把握に支障が生じている。 類似事例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、法律の規定に基づく事務に関して、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨規定されており、産業廃棄物処理業の許可申請に当たり、欠格要件等を調査することが必要だが、建設業法においても同様の規定が定められていないためである。	—
		06.環境・衛生	都道府県	埼玉県、熊本県	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について	ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について	ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について	【現行制度】 ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気):22(うち実施地点15地点)) 【支援事例】 現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。 当県ではダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、大気中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。(令和元年度の県内測定地点数(大気):22(うち実施地点15地点)) また、同様に、現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。 当県ではダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、大気中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。(令和元年度の県内測定地点数(大気):22(うち実施地点15地点)) また、同様に、現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。 当県ではダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、大気中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。(令和元年度の県内測定地点数(大気):22(うち実施地点15地点))	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (指案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【5(環境省)】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 〔措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)〕 〔a)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〕	<令4> 【5(環境省)】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行う。〔措置済み(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知、令和4年3月29日付け環境事務次官通知)〕	第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画について、一定の条件を満たす場合には、統合して策定することも可能であること、その際、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、様式の簡略化や記載事項の省力化のため、交付要綱等を改正し、都道府県に通知した。	【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱について(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_163	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
【5(環境省)】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (1)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされている(2条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。 〔措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)〕	—	都道府県の判断により、必要に応じて審議会の下に部会等の組織を設置し、当該部会等の決議をもって審議会の決議とする規定を設けることで、「基本的な指針」で意見聴取することとしている検討会・連絡協議会を代替することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱について(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_164	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
【5(国土交通省)】 (20)住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年度中に実施調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。	—	令和4年10月に実施調査を実施し、都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画とを一体のものとして策定する際の手続等について、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策を、都道府県に対して通知した。	【国土交通省】都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的作成について(周知)(令和5年3月20日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_165	国土交通省住宅局住宅総合整備課
【5(厚生労働省)】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 【5(厚生労働省)】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。	令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。 保健師等の届出については、オンラインによる届出について、令和4年12月から運用を開始した。 また、都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。	【厚生労働省】「令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について」(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】「令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について」(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_166	厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室
【5(厚生労働省)】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 【5(厚生労働省)】 (19)通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕 (関係府省:デジタル庁、総務省及び国土交通省)	調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号)を令和4年4月8日付けで公布・施行し、調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者届の届出事項から本籍地都道府県名の記載を削除した。なお、調理師の届出に関する手続のオンライン化については、令和4年度中に結論を得られるよう引き続き検討中。	【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号) 【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)(令和4年4月8日付け厚生労働省健康局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_167	厚生労働省健康局健康課
【5(厚生労働省)】 (2)児童福祉法(昭22法164) (v)小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。	—	小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととする改正を行う。(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)とともに、令和4年3月17日付け「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)の改正通知を発出した。	【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_168	厚生労働省健康局難病対策課
—	—	—	—	—	—
【5(環境省)】 (10)ダイオキシンの類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できると、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 【5(環境省)】 (12)ダイオキシンの類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定地点数を削減することを可能とする。 〔措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)〕	大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できると、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、通知した。	【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_170	環境省水・大気環境局大気環境課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(課題名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な審査結果(概要等)
R3	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県、川越市	環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法第22条、法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について	大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について「(1)定められた望ましい測定局地点数の水準について」「環境基準レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	【規制制度】 大気汚染防止法において、都道府県は大気汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。 (参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分) 二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47) 【支援事例】 近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO ₂)の環境基準については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年年度の県平均値:0.001ppm) 国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	
R3	12.その他	中核市	豊田市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第294条	地方自治法第294条において、財産区が成立するのは、従前から財産等を有する場合又は市町村等の廃止分合若しくは区域変更の場合と定められているものを、廃止分合・区域変更に限る部分を改正し、既存の財産区が合併できるようにする。	平成17年度に市町村合併した旧町には130の財産区があり、地区内に存する13の自治体(町内会、自治会などに相当する地域団体の当市における呼称)と区域を同一としているため、財産区民と自治区民はニアリーコールの状態となっている。当該地区は、当市の最北東部の中山間地域に位置しており、財産区財産はほぼすべてが山林で、その管理は、財産区民(自治区民)の「お役」により、下草刈りや林道の補修等が行われて、財産(森林)の運営・管理によって生じた収入は、住民の福祉向上に資する事業に活用されてきた。しかしながら、山間地域の過疎化は着実に進展しており、平成17年の市町村合併時に3,154人であった人口は令和2年には2,205人、高齢化率は16%上昇し、49%になっている。このような状況下においても財産区の財産は、地域住民が守っていかねばならない。なお、地区の中心部に近い区などは区民の平均年齢が低かったり、ダムなど大規模な施設の用地を貸し付けている区は同様の施設を有しない区の数十倍の収入があったりと、13の財産区の状況(人口・年齢構成、財務状況等)は大きく異なっている。現在、進行する人口減少及び高齢化を食い止めるため、様々な定住促進策に取り組むと同時に、従来の自治体を再編・統合等を行い、住民自治機能の維持増進を目指す方策を検討して住民が主体となって進めている。自治区の再編及び合併は、構成したる住民の合意で実施することができるが、財産区は地方自治法の規定により合併することができないため、自治区合併したとしても、新自治区内に複数の財産区が存在することになり、活用できる財産区財産(現金収入)の規模に差異が生じ、住民間で不公平感を抱いてしまうことの危惧が自治区合併に関する調整を複雑なものとしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	
R3	12.その他	中核市	豊田市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第92条、第268条、地方自治法第295条、第296条	財産区議会議員選挙に伴う供託の適用除外	公職選挙法において財産区議会議員の選挙は、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く、この法律(市町村)の議会の議員の選挙に関する規定を適用する記載(15万円の供託が必要)があるが、財産区については適用を除外する。	(町村)の議会の議員の選挙と同様に15万円の供託が必要) 当市のある地区において実施された令和3年財産区議会議員選挙は、全財産区(12財産区、総議員数78名)で無投票だった。(平成17年以降5回の議員選挙が実施されているが、すべて無投票という結果となっている。) 供託を事前に、立候補者に多くの労力が必要となると、年間の議員報酬を大きく越える金額を負担することから、供託に伴う負担が軽減できないかという声が多く上がった。そのような状況下で、高齢化により財産区議会議員の担い手が不足していることが危惧されており、供託を義務付ける必要性に疑問がある。	—
R3	12.その他	中核市	豊田市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の6	住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加	住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報を」を追加する。	地方自治法第9条における相続に関する納税義務の承継において、相続人を調査する際に、住民票(票)のある市町村(A市)に住民票を請求し、本籍地があることを確認してから再度本籍地のある市町村(B市)に戸籍請求を行っているため、公用請求が2回必要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html
R3	12.その他	町	三宅町、浜松市	内閣府、内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生省附活用事業に関するQ&A(第9版)＜事業実施・実施状況報告＞(2020年12月28日)、国税徴収法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化する。	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。 そのため、物品の価額の算定については、県を杓、内閣府及び税務署に確認を一つ事業者と調整を必要があり、物品による寄附の受け入れに支援が生じている。 なお、寄附物品の受取後の取扱いについては、そもそも不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税)によって取扱いが異なるが不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。 (例)は、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合には、金銭を前掲としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよい。また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用食糧品を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施設)以外での活用(災害時の配布等)へと修正ができるかの。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならぬのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	
R3	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条、保健師助産師看護師法施行規則第3号様式	保健師等の業務従事状況に係る届出について、 ①本人からではなく就業先からの届出を可能とすること ②電子での届出も可能とすること。	現状、本届出については本人⇒就業先⇒市町⇒県の流れで取りまとめ、最終的には県が確認・集計作業を行っている。 様式が厚生労働省令で定められているため、上記の作業はすべて紙書類により行われており、特に県における確認・集計作業については職員のみでは対応が困難であるため、業務委託を行っている。 ＜参考＞ 調査対象数:約45,000人／2年 業務委託料:約1,000円／2年	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	
R3	06.環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間17万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多數の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から届出を受けている状態である。 山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数の場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事象が発生しており、同意書の提出が提出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壌汚染状況調査対象外の事業について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を要する状況がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	
R3	08.消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第5条第1項第3号、第8条、第14条、第20条 液化石油ガス保安規則第9条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4、第7条の5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条、第72条	バルクローリーに係る許可等の一本化	大部分のバルクローリーは、高圧法による移動式製造設備としての許可等と、高圧法による充てん設備としての許可等を受けている。 高圧法(液状ガス)の許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受けねばならない必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。 ＜高圧法手数料＞ ※設備の処理能力より手数料が変動 ※設備の処理能力(処理能力約50,000m ³ /台)の場合) (令和2年度実績(処理能力約50,000m ³ /台)の場合) 新規許可・完成検査 計:36,750円 変更許可・完成検査 計:24,500円 ＜液状ガス手数料＞ 新規許可・完成検査 計:64,000円 変更許可・完成検査 計:44,000円	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	
R3	06.環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法、下水道法	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料の簡素化	下水道事業を運営することにあたっては、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」が必要である。 「下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書及び下水道事業計画の認可に関する申請図書の統一等について」(平成3年1月28日都市局都市計画建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議と都市計画事業の認可に係る関係資料で共通するものについては、一方で作成した資料を転用することが可能となっている。 しかし、関係資料を紙媒体で転用し、地方整備局にそれぞれ提出することによって、印刷費用等を負担が生じている。 このため、政府全体で行政手続のデジタル化が進められていること踏まえ、電子媒体による提出を早期に可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有すれば足りると考えられるため、もう一方の手続のために地方公共団体に資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。 【資料の提出までに要する委託費用】 下水道事業計画の協議手続に関する資料 →900万円 都市計画事業認可手続に関する資料 →150万円～200万円 ※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているために通常の印刷機では対応できない図面等を委託して印刷が必要があることから、これを省略することにより、相当程度の委託費用の削減が期待できると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	
R3	12.その他	都道府県	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	デジタル、外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)	地方公共団体の取り組みを阻害しない形で旅券発給業務の電子申請の導入	現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要、システム導入後も窓口出頭業務は残る予定。) 旅券発給は都道府県の法定受託業務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事柄など踏まえ、多数の都道府県が分権改革の進展を機に、身近な窓口である市町村への移譲(35都道府県902市町村)、更には移譲の一環(当県のみ)では国民生活の利便性を高めることと地方自治の住民サービス拡充に努めている。 こうした地方分権の取組が後進しないよう、新たな電子申請の開始に当たっては、国は、地場の実情を十分に把握し、全国一律の仕組ではなく、当県などが住民サービス向上の観点から実施している県内市町村窓口の自由選択などの仕組みが、電子申請でも利用できるような仕組みを必要とする。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有すれば足りると考えられるため、もう一方の手続のために地方公共団体に資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。 当県においても、居住市町村のみではなく全市町村の窓口において紙書類での申請を可能としているが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの促進が妨げられる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyujekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (毎案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97) 大気汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できると、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【環境省】 (2)大気汚染防止法(昭43法97) 大気汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、測定局数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定局数を削減することを可能とする。 [措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)]	大気汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、通知した。	【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_1suchi.html#r3_171	環境省水・大気環境局大気環境課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣官房(3)】【内閣府(8)】【財務省(7)】 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。	—	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて明確化する事務連絡を发出するとともに、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改訂を行った。	【内閣官房】【内閣府】「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて」(令和4年11月14日付け内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_1suchi.html#r3_175	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能するとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能するとともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。	令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。 保健師等の届出については、オンラインによる届出について、令和4年12月から運用を開始した。 また、都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。	【厚生労働省】「令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について」(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】「令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について」(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_1suchi.html#r3_176	厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室
5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとし、	【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け農水土木発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_1suchi.html#r3_177	環境省水・大気環境局土壌環境課
5【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【経済産業省】 (1)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)に係る手続のうち、充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)に係る審査結果を利用する場合については、手数料を引き下げ、当該審査に係る事務の運用の考え方と併せて、地方公共団体に通知する。	令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正を行い、バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)に係る手続のうち、充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)に係る審査結果を利用する場合について、手数料を引き下げた。(施行日:令和6年4月1日) また、バルクローリーの審査に係る事務の運用の考え方(事務手続の合理化等)について地方公共団体に通知した。(20240219保局第1号)	【経済産業省】「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」(令和5年12月6日付け政令第347号) 【経済産業省】「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について」(令和6年2月29日付け20240219保局第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_1suchi.html#r3_178	経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室 経済産業省産業保安グループガス安全室
5【国土交通省】 (12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100) 公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び5項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)]	—	下水道法に基づく事業計画の協議及び都市計画事業の認可申請に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の取扱について(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知) 【国土交通省】都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱について(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_1suchi.html#r3_179	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課、都市局都市計画課
5【デジタル庁(3)】【外務省(2)】 旅券法(昭26法267) 一般旅券の発給の手続及び紛失又は提示の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特別制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。	—	都道府県との意見交換会を実施しつつ、習熟(操作テスト)等を令和5年1月に実施。令和5年3月27日より電子申請の運用を開始した。	—	—	デジタル庁国民向けサービスグループ 外務省領事局旅券課

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。		地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域係事務連絡) 【文部科学省】財産処分手続ハンドブック(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_182	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【国土交通省】 (7)離島振興法(昭28法72) 離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。		離島活性化交付金の防災機能強化事業については、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】令和4年度離島活性化交付金事業の要望調査について(令和3年12月24日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_183	国土交通省国土政策局離島振興課
5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45 法137) 廃棄物の焼却禁止(16 条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19 条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]		廃棄物の焼却禁止については、その例外である場合においても必要に応じて、措置命令その他行政指導等を行うことが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について(通知)(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_184	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (sa)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長について、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (sa)介護認定審査会における審査及び判定(27 条4項及び32 条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令5 > 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ii)介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市町村(特別区を含む。)の要介護認定及び要支援認定に要する期間の短縮を図るため、簡素化の導入に当たった調整内容や事務フロー等を記載した介護認定審査会の簡素化に関する取組事例を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)]	令和4年12月20日付けで「介護保険制度の見直しに関する意見」(社会保障審議会介護保険部会)が取りまとめられ、意見書において、 ・公正な立場にある専門家の合議による審査を行わない場合、要介護認定の公平性・医学的妥当性を確保することが困難になることから、慎重に考える必要がある。 ・一方、保険者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、事例を収集・周知することが適当である。 とされたことを踏まえ、介護認定審査会における審査等を省略することは困難であるが、今後の要介護認定審査業務の参考となるよう、具体的にどのように審査を簡素化しているかの事例を収集し、「介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)」を地方公共団体に対して発出し、周知を行った。	【厚生労働省】「介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について」(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_187	厚生労働省老健局老人保健課
5【法務省(6)】【国土交通省(10)】 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有者の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		施行令41条及び42条1項に規定する要件の審査に係る市区町村の事務負担を軽減するため、市区町村長の証明事務において、宅地建物取引業者が発行する確認書を活用できるとし、その旨を地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通知した。	【国土交通省】「住宅用家屋の所有者の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」及び「住宅用家屋の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の適切な実施について」の一部改正について(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局長通知) 【国土交通省】住宅用家屋の所有者の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る宅地建物取引業者の事務について(依頼)(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_188	法務省民事局民事第二課 国土交通省住宅局住宅経済・法制課

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (sa)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
【厚生労働省】 (56)保育所等利用待機児童数調査 10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととする。 〔措置済み(保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)〕]	—	10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととし、その旨ホームページにて周知した。	【厚生労働省】 保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_191	厚生労働省子ども家庭局保育課
【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (a)特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項、以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項、以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、関係府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とするともに、その旨地方公共団体に通知を发出し、周知を行った。	【内閣府】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 【内閣府】 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_192	内閣府子ども・子育て本部
【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備補助金等に係る財産処分承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】 「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域係事務連絡) 【文部科学省】 財産処分手続ハンドブック(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_193	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (イ)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合	—	国土調査法(昭26法180)の規定に基づき、地籍調査の実施に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。 また、令和4年8月19日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月20日施行)するとともに、事前に国土交通省から各都道府県地籍調査担当部宛てに通知を发出し、国土調査において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。	【総務省】 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け総務省令第55号) 【国土交通省】 「地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」(令和4年8月19日付け国不籍第265号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_194	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—
【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び5119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。	—	令和4年3月15日に開催された海区漁業調整委員会事務局職員研修会において、参加した都道府県職員(約140名)に対して、都道府県漁業調整規則の解釈について説明をするとともに、都道府県漁業調整規則の認可に係るプロセスについて改めて周知を図った。	【農林水産省】 都道府県漁業調整規則について(令和4年3月15日水産庁資源管理部管理調整課会議資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_196	水産庁管理調整課
【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (イ)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。	—	(イ)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ロ)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・このほか記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。	＜令5＞ 【子ども家庭庁(4)(イ)】【厚生労働省(3)(イ)】 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)(以下この事項において「計画」という。)については、告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・計画期間については、3年を基本としつつ、柔軟な期間設定を可能とし、 ・計画における任意記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることが可能であることを明確化した。 〔措置済み(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示(令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号)、令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)〕	令和5年5月19日に、障害(児)福祉計画について、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定をすること・サービスの見込み量以外の活動指標について、地方公共団体の実情に応じて任意に定めること を可能とする告示の改正を行い、当該改正内容について地方公共団体に周知した。また、令和5年6月30日に、障害(児)福祉計画に定めるよう努めるものとされている事項を記載するか否かは、地方公共団体の判断によるものであることを明確化し、周知した。	【子ども家庭庁】【厚生労働省】 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、子ども家庭庁支援局障害児支援課長通知) 【子ども家庭庁】【厚生労働省】 「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて」(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡) 【子ども家庭庁】【厚生労働省】 「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について」(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_198	子ども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年度	分野	提案募集 団体の 属性	関係府省	提案 募集	根拠法令等	提案事項 (希望事項)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要等)	
R3	01.土地利用 (農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	B.地方 に対する 規制緩和 和	都市計画法第43条、都市計画法施行令第35条、第36条、開発許可制度運用指針	市街化調整区域における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以下の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	当市の市街化調整区域に位置する沿道集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化などの問題が顕著に表れており、当該問題を解決するため、空き家を利用し、集会所などへ用途を変更することが地域住民から求められている。 しかし、都市計画法上の用途変更の許可を受けることは、申請者となる地域住民にとっては計画立案から設計、事前相談、許可申請、都市計画法に基づく技術基準への適合のための工事などの多くの専門的プロセスや市の開発審査会を経る必要があり、費用と時間がゆめゆめと、許可の見込みが立っていないことから、当該許可申請まで至らないケースが多いため、既存建築ストックの活用が進まない状況にあり、地域コミュニティの活動の場が制限されている。 国は、建築物の用途変更について、令和元年に建築基準法を改正し、確認申請が必要となる面積を200㎡に引き上げる規制緩和を行うなど、既存建築ストック活用の観点から、柔軟な対応姿勢を打ち出したが、都市計画法上の許可不要規模と整合しておらず、地域活性化のネックとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html	
R3	09.土木・建築	中核市	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市の 県、国、国土交通省	内閣府、厚生労働省、国土交通省	B.地方 に対する 規制緩和 和	建築基準法第85条、第87条の3、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2	新型コロナウイルス感染症対応のための設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間継続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以上の期間を限りて存続期間の延長が可能となっている。 新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の際も踏まえつつ、特定行政庁が令和2年3月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離観察施設やPCR検査種などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長2年3ヶ月であることから、早ければ令和4年夏には許可期間が5年を超えることになる。コロナ禍の収束時期が見通せない中、応急仮設建築物について2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。 B市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ13件となっている。 C市の場合、令和2年12月以降、新型コロナウイルス対応外来診療などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ4件となっている。 D市の場合、令和2年4月以降、医療機関から、PCR検査種などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が1件となっている。 コロナ禍の収束時期が見通せない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	03.医療・福祉	中核市	八王子市	内閣府	B.地方 に対する 規制緩和 和	児童手当法第18条、同第19条、同第26条、児童手当法施行規則第1条の4第2項	児童手当法第18条及び第19条で規定する被用者数における情報連携サーバー統計数値の活用	児童手当法第18条及び児童手当法第19条で規定する被用者の数は情報連携サーバーを使用した統計数値を使用し、個別の照会・確認は行わない形とする。(具体的には、認定請求・年度更新の際に個別に年度情報確認を行うのではなく、国が統計情報として一括でデータ照会し、処理を行う)	児童手当の認定請求書等の提出については、マイナンバーによる保護情報の情報連携により書類添付の省略が可能となっているが、児童手当法第18条の費用負担及び同法第19条の拠出金を算出するために、行っている場合、非被用者区分の確認(出生日・毎月6月1日の加入保険及びその準拠者の確認)については、認定請求・年度更新のために情報照会を行い、算出する業務負担が膨大である。マイナンバーによる保護情報の情報連携開始により、被用者・非被用者区分の確認は、国において、システムによる確認が可能となったため、市が個人情報保護を個別に確認し必要な数字を算出するのではなく、国がシステムを利用し、統計情報として算出して頂きたい。	—
R3	03.医療・福祉	中核市	八王子市、福井市	内閣府	B.地方 に対する 規制緩和 和	児童手当法第7条第3項、第8条第3項 児童手当関係法令上の疑義に対する回答について(昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知)	児童手当制度における住所を変更した日の基準を転入予定日から住所異動の確定日へ見直し	現在、児童手当制度において(住所を変更した日)は、転入予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入した日)に改める。 (具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転入予定日後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、機械で転入予定日により支給資格を消滅する形にしたい。)	現行の児童手当制度において(住所を変更した日)の基準とされている転入予定日は、転入元の自治体でのみ把握している情報であり、転入先の自治体では把握することが出来ないため、紙ベースの連絡票(各自治体で発行を行っている場合)や電話照会により転入予定日を確認しなければならず、事務の手間が非常に多く、二重支給の原因にもなっている。 現在の(住所を変更した日)に関する解釈は昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知によって示された非常に古いものであり、住民基本台帳の異動情報が自治体間で電子的にやり取りされている現状とごまかい、行政処理の合理化を推進する観点から、原則としてデータ照会可能な場合(自治体が住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる情報)である住所異動の確定日(転入した日)を使用するべきであり、システムによる情報照会が不可能な項目(転入予定日)を基準とする運用は非効率であるため、改めるべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	06.環境・衛生	都道府県	愛媛県、松山市、八幡平市、新潟県、西条市、大洲市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	農林水産省、環境省	B.地方 に対する 規制緩和 和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	土壌汚染対策法第4条に基づき届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。	土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壌汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壌汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者である場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で行うと定められているが、近年増加している関係入居調査等に時間を要する事業が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。一方、土地改良事業を実施する農林業地域では、土地利用に制限があることから、これまで当該において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴収が事実となっているが実情である。 規則で届出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壌汚染状況調査を行うことと同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良員に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実施がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html
R3	12.その他	都道府県	愛媛県、今治市、新潟県、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛媛町	消費者庁	B.地方 に対する 規制緩和 和	消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦2020(政策目標7)	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化 国が地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画の策定を促していることと明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。	1 地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦2020」の政策目標の中で、「全部道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっては明確な根拠が不足している。 2 国の「消費者基本計画」の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求める地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できると不明である。また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致を含めて検討されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html	
R3	04.雇用・労働	指定都市	横浜市	厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩和 和	高齢者等々の雇用の安定等に関する法律第44条第3項「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施について(の一部改正について(平成16年11月30日付け厚生労働事務次官通知)	高齢者等々の雇用の安定等に関する法律(以下、「法」という。))に基づき就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)のシルバー人材センター連合(以下、「連合」という。))内の業務移譲の明確化	超高齢社会を迎える中、高齢者の活躍支援は当市として掲げる戦略の大きな柱(中期計画)であり、シルバー人材センター(以下、「SC」という。))は、その要である。 就業支援業務のうち、派遣は、事業開始の平成16年以来、連合からSCへの業務移譲の実例があり、SCが契約の実施主体として業務を遂行することで、業務移譲の根拠や手続、運用方法を通知するなど、業務移譲を希望するSCについては、連合はこれに応じないことを原則とすることについての明記も求まる。	現行においても、連合からの業務移譲により、SCは契約の実施主体として就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)が可能とのことだが、平成16年以来、連合及びSCいずれも、派遣についての業務移譲が可能と認識していただきたため、以下の支障が生じてきた。 【(1)市民サービスの低下】 現行では、労働者派遣事業について、当市シルバー人材センター(以下、「当市SC」という。))が、会員登録、発注者との調整事務、契約事務など、実質的な事務をすべて担っており、連合は、報告・統計業務等の形式的な事務に留まっている。平成16年の通知では、連合のみ契約当事者になれるように認識されたが、会員や発注者にとって、不都合が生じ、市民サービスの低下を招きかねない。 【(2)事務の非効率性】 県下の派遣業務全体の契約金額、取扱件数の半分以上を当市SCが占めている中で、契約事務や消費税の支払い等、個々の手続において、連合を介する必要があるため、処理期間が延びるなど、非効率で過剰な事務が当市SCの負担となっている。 【(3)派遣事業の画一化による柔軟性・機動性の阻害】 派遣事業が可能となったから17年が経過する中で、連合加入の各SCの事業規模や取組姿勢も大きく異なっている。現行の仕組みでは、発注者の地域特性や会員の実情及び要望を反映させながら、柔軟で機動的な派遣事業を進めることができない弊害が生じている。 業務移譲を希望するSCは、原則契約の実施主体となり得ることを明記した厚生労働省通知の発出により、連合との業務分担を見直すことが可能となる。	—
R3	03.医療・福祉	指定都市	横浜市、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大府市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩和 和	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設における利用定員の変更に関する公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ、2歳児の定員を増やした場合には、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価を適用することや、公定価格の特定加算部分の1/3が3人以上利用している施設という加算要件に加え、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用に加算の要件を加えるなどの見直しを行うことを求める。	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定員が0歳児と比較して非常に少なく、1歳児での新規入所が困難となっていることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受入れ枠確保のために、平成30年度から定員変更を事業者と提案している。 上記の経過措置により既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らし、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差額が減少することや、主任保育士専任加算及び高齢者等若年性加算等の特定加算が受けられなくなることと懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。 公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な定員を設けているとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や収支を調整するための激変緩和措置が必要と考えられる。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性が感じられない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka_yosan.html
R3	03.医療・福祉	一般市	須賀川市、長野県、飯山市	厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩和 和	児童福祉法第42条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。 保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。	—
R3	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、宮城県、岩手県、山形県、秋田県、山形県、戸部町	厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩和 和	地域支援事業交付金交付要綱	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の受取期間の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の受取期間の内示の時期を早めるが、変更交付申請書の提出期限を見直しとする。 なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能なスケジュールが望ましいこと。	変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」では、毎年度1月末までに地方厚生(支)局長に提出するものとされているが、例年、期間間隔又は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出の指示があるため、当該申請書について要綱に示された期限後の提出を余儀なくされるなど、支障が出ている。 【現行】令和2年度のスケジュール ・12月中旬:(国・県)変更交付申請事前協議書提出の指示(期限:1月上旬) ・1月上旬:(県・国)変更交付申請事前協議書提出 (1月末:国の交付要綱上の変更交付申請書提出期限) ・2月中旬:(国・県)変更交付申請に係る内示 ・2月中旬:(県・国)変更交付申請書提出の指示(期限:2月中旬) ・2月下旬:(県・国)変更交付申請書提出	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (檔案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部署
5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (イ)市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号へ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号へ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体にに対し、令和4年3月28日にメールにて周知した。	【国土交通省】市街化調整区域における建築物の用途変更許可について(メールによる周知資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_199	国土交通省都市局都市計画課
5【内閣官房(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(iii)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ない等と認められる場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【内閣官房(1)】【厚生労働省(24)】【国土交通省(6)(i)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)及び建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ない等と認められる場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする。 (関係府省：厚生労働省及び国土交通省) 「措置済み(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第203号))」	応急仮設建築物等について、2年3か月を超えて存続期間の延長を可能とする建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和4年3月4日閣議決定)を第208回国会に提出(令和4年3月4日)した。 本法案は、全会一致により可決・成立(令和4年5月13日)し、公布(令和4年5月20日)された。なお、建築基準法に係る部分については、令和4年5月31日に施行した。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(技術的助言)(令和4年5月20日付け国土交通省住宅局建築指導課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_200	国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとした。	【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_203	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課 環境省水・大気環境局土壌環境課
5【消費者庁】 (1)消費者基本法(昭43 法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24 法61) (i) 地方版消費者基本計画並びに(都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10 条1 項及び2項)については、以下の措置を講ずる。 ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととする。 [措置済み(地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状(令和2年度状況調査))] ・地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること。地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii) 消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本の方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本の方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【消費者庁】 (2) 消費者基本法(昭43法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24法61) 消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本の方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項。以下この事項において「方針」という。))については、消費者教育推進会議において次期方針の対象期間を7年とすることが承認されたことを踏まえ、両者の対象期間の統一を図る。 令和5年3月28日に、消費者教育の推進に関する基本の方針について、対象期間を7年間とする変更の閣議決定を行った。	前段について、地方版消費者基本計画の策定状況を公表する際は地方公共団体名を明示しないこととした。 消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本の方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項。以下この事項において「方針」という。))については、消費者教育推進会議において次期方針の対象期間を7年とすることが承認されたことを踏まえ、両者の対象期間の統一を図る。 令和5年3月28日に、消費者教育の推進に関する基本の方針について、対象期間を7年間とする変更の閣議決定を行った。	【消費者庁】地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定について(令和4年3月25日付け消費者庁地方協力課、消費者教育推進課通知) 【消費者庁】地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状」(令和3年4月1日時点) 【消費者教育の推進に関する基本の方針(概要)】 【消費者庁】消費者教育の推進に関する基本の方針(本文)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_204	消費者庁地方協力課、消費者教育推進課、消費者政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (v) 地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続きの運用の改善を図る。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等)]	—	令和3年3月に省令改正を行い、地域支援事業に係る交付金の算定期間を前倒すことにより、変更交付申請を行わなくても、当初交付申請において、介護給付費の実績値ベースで申請できるよう改善を図った。 また、上記運用改善を行う旨を、令和3年9月に各地方厚生(支)局を通じ地方公共団体にメールにて周知した。	【厚生労働省】介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 【厚生労働省】介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	—	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年度	分野	提案主体 の属性	提案 主体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (審査要)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整法要(指導要)	
R3	209	06.環境・ 衛生	都道府県	岩手県、宮城 県、秋田県	環境省	B 地方 に対する 規制緩和 和	循環型社会形成推進交付金等 (指導監督交付金) 交付要綱	循環型社会形成推進交付金 (指導監督交付金) 交付要綱 に定める事務量を要することから、算定方法の簡素化を 求めるもの	県は、循環型社会形成推進交付金に係る事業を実施する自治体に対して指導する権限を自ら受任している。 その指導監督事務に係る経費に対して指導監督交付金の交付を受けているが、交付金額の算定に当たって、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することが支障となっている。 併せて、地方自治体の事務負担を軽減し、関係府省・関係自治体における経費については、対象経費を抽出することと明確である。按分率(全体の事務量に占める対象事務量の割合)を用いて算定する ことも認められているが、按分率を算定することは容易でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka_yosun.html	
R3	210	12.その他	都道府県	岩手県、盛岡 市、宮古市、久 慈市、陸前高田 市、八幡平市、 盛岡市、西和賀 町、一戸町、宮 城県	内閣府、 内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	地方創生移住支援事業に係る移住元要件の緩和 について(令和2年12月22 日付け内閣府地方創生推進事 務局)	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者の移 住元要件について、年数要件を廃止するとともに、居 住地等要件を緩和すること。	地方創生移住支援事業については、令和元年12月に一部要件が緩和されたが、その後、申請件数や問合せ件数の増加にはつながっていない状況にある。 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、移住支援金対象者の移住元要件について、より一層緩和いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka_yosun.html	
R3	211	02.農業・ 農地	都道府県	栃木県、福島 県、茨城県、群 馬県、新潟県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和	農業人材強化総合支援事業 実施要綱、新規就農者確保加 速化対策実施要綱	新規就農促進に係る類 似事業の一歩化	農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代 の新規就農促進事業の一歩化	農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代 の新規就農促進事業は事業スキームが同じである。 交付対象者については、同様の制度が2つあることで、混流を招く一因となっている。 また、交付主体としては、定める実施要綱の違いにより、補助金業務を各事業ごとに行うこととなるため事務量が倍となっている。	—
R3	212	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	那須塩原市、前 木県、佐野市、 さくら市、那須烏 山市、高根沢町	法務省、国 土交通省	B 地方 に対する 規制緩和 和	国土調査法による不動産登記 に関する政令 国土調査法	地籍調査における既存 公園と現地の乖離に係 る修正方針の統一・明 確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が 登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小 限とした地籍調査等との修正方針を行うこととなるより、既 存公園と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確にし ていくことを求める。	地籍調査の成果(地籍調査による一筆地立会いや測量により決定した境界)について、既存公園(和紙公園等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多 数生じている。和紙公園は、距離や形状、長狭物の幅や境界線の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公園の境界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界 を再調整することとなるため、再発のリスクが移れにくく、相当の日数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談し立会いを 行っているが、特に山間部や農耕地、河川周辺等では相談件数が年々増加傾向にある。 また、立会い前に判明した疑問点に、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後に再立会いを実施するため、当該 箇所の対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公園との乖離による境界点や境界線などの程度の修正が可能かの基準がないために、地権者への説明及び了解を得ることに苦慮してい る。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備と地籍調査事業で揃っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限 とした地籍調査の成果が作成できよう。既存公園と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要となる。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数枚の地図を立会いをい ただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施。それをとくに地籍図を作成。その後地権者にその結果を閲覧していただいているが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地 区全体の形状等、全て公園を完全に遵守するのでは、公園と現地を照合する必要がある。地籍調査を実施する意味自体がなくなってしまう。地籍調査は地権者の立会いのものと、形状や距離等の公園の歪みを修 正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html
R3	213	02.農業・ 農地	一般市	那須塩原市、さ くら市、高根沢 町	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和	土地改良法第96条の4、第87 条の5	市町村が行う土地改良 法に基づく災害復旧工 事手続の見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土 地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や 都道府県と協力し、応急工事計画に照し当該市町村の 議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害 復旧工事の推進のため、市町村が行う災害復旧工事 についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土 地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や 都道府県と協力し、応急工事計画に照し当該市町村の 議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害 復旧工事の推進のため、市町村が行う災害復旧工事 についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html
R3	214	09.土木・ 建築	都道府県	福井県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和	林業・木材産業成長産業化促 進対策交付金実施要綱 別紙 3の1	複数年契約を行う大規 模の木造公共施設等への 支援	大規模な木造公共建築物の整備については、木材調 達や工事の完成までに複数年を要することから、複数 年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直 すこと	大規模な公共建築物を木造で建設する場合は、木材調達と工事の時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象となら ない。	—
R3	215	12.その他	都道府県	福井県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	地域再生法第5条	地域再生計画に係る事 務の簡素化	地域再生法第5条で定められた地域再生計画の作成 を不要とすること	当該では、特別支援学校(木造洋風、H17開校)の建築、建築の材料として利用される県産スギの確保に一年を要し、工事期間が複数年となった。 また、近年では博物館の木造建築において、材料(県産スギ等)調達から工事竣工までに約一年半を要している。 支援事業としては、当該の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計事業として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金については複数年度事業を補助対象とすべき。 地方創生移住交付金では、地域再生計画に基づく交付金として、同法第5条で定められた地域再生計画を予め作成し、認定を受けた上で交付金申請を行う必要がある。 また、市町村が実施する地域再生計画の記載内容には、交付金申請に合わせた提出する交付金実施計画の記載について、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどこから内閣府所管であるが、交付金と 地域再生計画の意図が異なることから、片方で修正指示があった場合、整合性を図るための修正作業や差異が発生している。 なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html
R3	216	03.医療・ 福祉	一般市	吉小牧市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和	介護保険法第117条	介護保険法第117条に 基づく市町村介護保険 事業計画の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について は、3年を一期として定められていることとを、6 年を一期として定めるとし、介護給付等対象サー ビスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予 防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取 組、その他市町村が実施する施策等に関するものは6 年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支 援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介 護報酬改定にあわせ3年ごと市町村介護保険事業計 画の見直しで行うこと。	市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年ごと一期として定められているが、3年ごとに計画を策定するとともに、計画の策定後さらに次期計画の策定準備を進めなければならない、計画に掲 げている施策・取組の実現や、その進捗管理(PDCAサイクル)において、十分に力が入ることとされている。 また、市町村が実施する事業における1年(短期間)毎に成果を測定し、次の施策展開につなげていく必要があるものもあるが、計画による取組の開始から次の計画策定までの期間が短く、当該計画 期間内で十分な効果検証が難しい状況にある。 加えて、市町村介護保険事業計画に基づく介護給付等対象サービス体制の確保について、新年度の施設整備等を進めるに当たり、3年の計画期間内において、実施事業者の選定から事業完了(開設)までを実施す る必要があるため、実施事業者の参入が抑制されているほか、当該期間内に施設整備等を完了させるための調整等の業務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html
R3	217	03.医療・ 福祉	都道府県	鳥取県、中国 地方知事会、滋賀 県、京都府、兵 庫県、徳島県、 大阪府、堺市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和	指定居宅サービス等の事業 の基準(平成11年3月31日付厚生 労働省令第37号)第58条第1 項第2号	管理栄養士による居宅 療養管理指導の普及に 向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自 立支援・重度化防止を推進するため、(薬局)に勤務する 管理栄養士)についても居宅療養管理指導の実施を可能 とすること。	医療機関等の管理栄養士は、居宅療養管理指導を実施できるが、こうした施設に勤務する者は施設内業務が多忙であるため、現実には、勤務中に外出して要介護者宅へ訪問することは困難である。一方、薬局 の管理栄養士は、制度上、居宅療養管理指導が実施できないものとされている。 その結果、地域における在宅の要介護者に対する栄養管理は不十分となっており、自立支援・重度化防止の阻害要因となっている。 居宅療養管理指導について、要介護者における栄養管理の重要性を認め、薬局の管理栄養士がサービス提供できるよう、基準を見直すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html
R3	218	07.産業振 興	都道府県	鳥取県、滋賀 県、兵庫県、和 歌山県、関西広 域連合	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和	農村地域への産業の導入の促 進等に関する法律第4条	農村地域産業等導入基 本計画の抜本的な見直し	現実的に都道府県に策定が義務付けられている農村 地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」とい)を 廃止し、基本計画にない(国)都道府県・市町 村間の調整方法の導入を求める。	農村産業法(旧農工法)については、平成29年に法改正が行われた際、企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。 そのため、都道府県は、市町村の農村地域産業等導入基本計画(以下「実施計画」とい)の意向や実施に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿 やグランドデザインといった趣旨が薄れたため、その存在意義や必要性が低下している。 また、法律上は基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務 付けられている。 そのため、当該においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならないことが、基本計画の存在意義等が低下する中にあると、関係機関との調整や国へ の同意付き協議など、計画変更に関する過大な事務負担が生じる状況にある。 一方で、地方拠点法においては、都道府県が地方拠点都市地域(国の同意付き協議)のみを定め、当該地域内の複数の市町村等が共同して基本計画(都道府県の同意付き協議)を作成し、類似の特例・支援措置 を受けることが可能となっている。 そのため、農村産業法についても、都道府県は、基本計画にない手法での調整(導入すべき産業の業種や農用地等の利用調整に関する事項等)のみを何らかの形で決定するなどを行なった上で、国の基本計 画を踏まえた市町村の実施計画に対する同意を行なうスキームに見直し、事務負担の軽減を図ることができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html
R3	219	06.環境・ 衛生	都道府県	鳥取県、京都 府、堺市、兵庫 県、和歌山県、 徳島県	環境省	B 地方 に対する 規制緩和 和	気候変動適応法第12条 地球温暖化対策の推進に関 する法律第21条第3項 環境教育等による環境保全 の取組の促進に関する法律第8 条	環境分野における各種 計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する事 業法など、環境分野における各法律において策定されて いる各計画について、統廃合により見直しを行う こと。	当該では、環境の保全及び促進に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合かつ計画的に推進している。 また、環境基本法と条例・目的の明確化と見直し、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保 全の取組の促進に関する法律に基づく環境基本計画の策定が重複している状況にある。 また、全国知事会による調査によれば、気候変動適応計画については22/30府県は、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している状態にあるこ とが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内 容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html
R3	220	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県	鳥取県、滋賀 県、京都府、京 都市、大阪府、 堺市、兵庫県、 和歌山県、徳島 県、関西広域連 合	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和 和	国土調査法第6条の3第2項 国土調査事業事務取扱要綱第 31	地籍調査事業計画に關 する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する 変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交 付手続きの整備等を踏まえ、廃止すること。	都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(市単位)ごと調査面積や調査手法などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画とほぼ同一の内容を定めるこ ととなっている。加えて、国土調査法においては、地籍調査事業計画の変更に関する規定がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなっている現状にある。 国として地籍調査事業の進捗状況把握する必要性は理解できるが、国負担金等の交付額の変更を伴う場合など重要な変更については、国・市、国負担金等の交付・変更手続きにおいて把握が可能であ る。また、従来、国負担金等の交付額の変更を伴わない地籍調査事業計画の軽微な変更(調査地域、調査面積、実施工程等の変更)については、国への報告は不要であったが、令和2年5月から選滞なく国に報告 することとされた。事業の進捗調整等を目的に、軽微な変更は、多くの市町村で毎年行われており(令和2年度:5回)、地籍調査事業計画の記載内容が詳細すぎること相まって、その度に生じる計画の変更、国 への報告事務が負担となっている。 毎年度、事業計画を作成し、当該年度の調査面積等と併せて、前年度までの実績についても記載しているところ、年度途中で変更の情報を国が把握する必要性は低いと考えられ、都道府県及び市町村に新たな 業務負担が生じていることと踏まえ、地籍調査事業計画の変更手続きは廃止すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2021/teianhosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【法務省(3)】【国土交通省(3) (画)】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・地籍調査における境界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。	地籍調査(2条1項3号)について、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、地籍調査における境界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を通知した。	【法務省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(通知)(令和4年3月23日付け法務省民事局民事第二課長通知) 【国土交通省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3.212	法務省民事局民事第二課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課	
【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (1)市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その緊急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。		第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)を一部改正(令和4年法律第44号)。	【農林水産省】土地改良法に基づく市町村が行う復旧事業等の手続の見直しについて(令和4年6月1日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐、防災課課長補佐、水資源課課長補佐通知) 【農林水産省】土地改良法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第40号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3.213	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令5＞ 【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (iii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・当該計画の効率的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されている計画作成・進捗管理の手法等を改めて整理した手引の作成や、調査の集計・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)】 ・当該計画に記載する目標については、令和5年度中に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化する。	当該計画の効率的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されている計画作成・進捗管理の手法等を改めて整理した手引の作成や、調査の集計・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。 当該計画に記載する目標について、令和5年度に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化した。	【厚生労働省】「第9期介護保険事業(支援)計画の作成に向けた研究事業について(情報提供)」(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡) 【厚生労働省】令和6年厚生労働省告示第18号	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3.216	厚生労働省老健局介護保険計画課
【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。		第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」(昭和46年法律第112号)を一部改正(令和4年法律第44号)。 「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載)を发出。 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」(令和4年5月25日付け厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知)を发出。	【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」(昭和46年法律第112号)の一部改正(令和4年法律第44号) 【農林水産省】「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載) 【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」(令和4年5月25日付け職発0520第1号、4農振第503号、20220517地局第1号厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知) 【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3.218	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (1)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21 条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体的のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。		地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体的のものとして策定することが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3.219	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (1)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要綱」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。		都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続について、「国土調査事業事務取扱要綱」を改正し、廃止した。	【国土交通省】「国土調査事業事務取扱要綱」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3.220	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課